

令和8年度

水 防 計 画

徳 島 県

水 防 連 絡 通 話 関 係 機 関 名

防災専用電話 088-621-9570～9574

防災専用FAX 088-621-2870

NTT電話番号 088-621-2570～2575, 2625～2627, 2538, 2636

下記（裏面）番号は県の組織からダイヤルする場合の番号：その他組織（役場等）からダイヤルする場合は防災専用の頭の0・庁内電話の頭の70は不要

関係機関名	防災専用 電話番号	庁内電話 電話番号	ネットワーク ファックス番号	N T T 電話番号	関係機関名	防災専用 電話番号	庁内電話 電話番号	ネットワーク ファックス番号	N T T 電話番号
国土交通省 徳島河川国道事務所				(088) 654-2211	(株)エフエム徳島	0-375	70-375		(088) 656-2121
国土交通省 那賀河川事務所				(0884) 22-6461	(株)エフエムびざん				(088) 656-5000
国土交通省 長安ロダム管理所				(0884) 66-0121	(社)徳島新聞社				(088) 655-7373
国土交通省 吉野川下流出張所				(0883) 24-4334	NTT西日本株式会社 徳島支店				(088) 637-0901
国土交通省 吉野川上流出張所				(0883) 62-2396	四国電力(株) 徳島支店				(088) 656-4591
国土交通省 旧吉野川出張所				(088) 692-5355	四国運輸局徳島運輸 支局				(088) 622-7622
吉野川ダム 統合管理事務所				(0883) 72-3000	四国旅客鉄道（株） 徳島保線区				(088) 652-6864
水資源機構吉野川 上流総合管理所				(0883) 72-2050	自衛隊徳島地方連絡 部				(088) 623-2220
水資源機構吉野川 下流総合管理所				(088) 624-7733	海上自衛隊第24航空 隊	0-397**1	70-397**1		(0885) 37-2111
徳島県土整備事務所	088-653- 9520. 9521	7-088-653- 9520. 9521	7-088-653- 9500	(088) 653-8811	海上自衛隊徳島教育 航空群	0-355	70-355		(088) 699-5111
徳島県土整備事務所 鳴門支所	088-684- 9520	7-088-684- 9520	7-088-684- 9500	(088) 684-4621	陸上自衛隊第14旅団				(0877) 62-2311
吉野川県土整備事務 所	0883-26- 9520～9522	7-0883-26- 9520～9522	7-0883-24- 9500	(0883) 26-3730	陸上自衛隊第14旅団 第14施設隊				(0884) 42-0991
阿南県土整備事務所	0884-24- 9520	7-0884-24- 9520	7-0884-24- 9500	(0884) 24-4232	徳島海上保安部	0-396	70-396		(0885) 33-2244
阿南県土整備事務所 那賀支所	0884-62- 9520	7-0884-62- 9520	7-0884-62- 9500	(0884) 62-0069	徳島大学				(088) 656-9015
美波県土整備事務所	0884-74- 9520	7-0884-74- 9520	7-0884-74- 9500	(0884) 74-7411	徳島県警察本部	088-621- 9560	7-088-621- 9560		(088) 622-3101
美馬県土整備事務所	0883-53- 9520	7-0883-53- 9520	7-0883-53- 9500	(0883) 53-2210	徳島県企業局	088-621- 3243	7-088-621- 3243	7-088-621- 2877	(088) 621-3243
三好県土整備事務所	0883-76- 9520	7-0883-76- 9520	7-0883-76- 9500	(0883) 76-0624	徳島県土整備事務所正木ダ ム管理担当	0-391	70-391		(0885) 45-0311
徳島地方气象台	221	70-221		(088) 626-0676	吉野川県土整備事務所宮川 内ダム管理担当	0-331	70-331		(088) 695-2035
N H K 徳島放送局	372	70-372		(088) 626-5970	県土整備部阿南事務所福井 ダム管理所	0-471	70-471		(0884) 34-2141
四 国 放 送(株)	0-373	70-373		(088) 623-1119	徳島県土整備事務所港湾管 理担当	088-653- 9522	7-088-653- 9522		(088) 653-8891

関係機関名	防災専用 電話番号	庁内電話 電話番号	ネットワーク ファックス番号	N T T 電話番号	関係機関名	防災専用 電話番号	庁内電話 電話番号	ネットワーク ファックス番号	N T T 電話番号
徳 島 市	0-381**1	70-381**1		(088) 621-5111	上 板 町	0-333	70-333		(088) 694-3111
鳴 門 市	0-351**2	70-351**2		(088) 684-1111	つ る ぎ 町	0-284	70-284		(0883) 62-3111
小 松 島 市	0-393**1	70-393**1		(0885) 32-2111	東みよし町	0-256	70-256		(0883) 82-6315
阿 南 市	0-421	70-421		(0884) 22-9191					
吉 野 川 市	0-322	70-322		(0883) 22-2222					
阿 波 市	0-337	70-337		(0883) 36-8700					
美 馬 市	0-286	70-286		(0883) 52-1212					
三 好 市	0-251	70-251		(0883) 72-7625					
勝 浦 町	0-394	70-394		(0885) 42-2511					
上 勝 町	0-395	70-395		(0885) 46-0111					
佐那河内村	0-382	70-382		(088) 679-2111					
石 井 町	0-323	70-323		(088) 674-1111					
神 山 町	0-383	70-383		(088) 676-1111					
那 賀 町	0-452	70-452		(0884) 62-1121					
牟 岐 町	0-485	70-485		(0884) 72-1111					
美 波 町	0-473	70-473		(0884) 77-1111					
海 陽 町	0-486	70-486		(0884) 73-1234					
松 茂 町	0-352	70-352		(088) 699-2111					
北 島 町	0-384	70-384		(088) 698-9807					
藍 住 町	0-385	70-385		(088) 637-3111					
板 野 町	0-353	70-353		(088) 672-5980					

目 次

第1章 総 則

第1節 目 的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	5
第4節 津波における留意事項	6
第5節 安全配慮	6

第2章 水防体制

第1節 県の水防体制	7
1 水防本部	7
（1）設置時期	7
（2）解散時期	7
（3）設置及び解散の連絡系統	7
2 水防本部の組織	7
（1）水防本部の編成	7
（2）各班の任務	8
（3）水防下部組織及び任務	9
3 非常配備	10
第2節 水防管理団体の水防体制	10
1 水防管理団体の水防組織	10
2 県内の水防管理団体	11

第3章 水防危険箇所

第1節 重要水防区域等	12
1 重要水防区域等の意義	12
2 重要水防区域等の活用	12
3 重要水防区域の管理等	12
第2節 重要水防区域等設定の基準	13
1 国土交通省管理河川	13
2 徳島県管理河川	15
第3節 重要水防区域等総括表	20
1 河川別重要水防区域総括表	20
2 局別重要水防区域総括表	21
3 重要水防区域一覧表	21

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報	22
1 水防活動の利用に適合する警報、注意報	22
2 津波に関する予報及び警報	31
（1）大津波警報・津波警報・津波注意報	31
（2）津波情報	33
（3）津波予報	35
（4）南海トラフ地震に関連する情報	35
3 警報等の伝達経路及び手段	38
第2節 洪水予報河川における洪水予報（国土交通大臣と気象庁長官の共同）	42
1 実施区域、基準地点及び担当官署	42
2 吉野川洪水予報発表の基準・運用	42

3	那賀川洪水予報発表の基準・運用	4 3
4	発表様式	4 3
5	連絡系統	4 4
	(1) 吉野川	4 4
	(2) 那賀川	4 5
第3節	洪水予報河川における洪水予報（徳島県知事と気象庁長官の共同）	4 6
1	実施区域、基準地点及び担当官署	4 6
2	発表の基準	4 6
3	発表様式	4 7
4	連絡系統	4 7
第4節	水位周知河川における水位到達情報（国土交通大臣）	4 8
1	実施区域及び担当官署	4 8
2	水位の種類及び対象水防管理団体	4 8
3	水位到達情報の発表基準	4 8
4	発表様式	4 9
5	連絡系統	4 9
	(1) 旧吉野川・今切川水位到達情報	4 9
	(2) 桑野川・派川那賀川水位到達情報	4 9
第5節	水防警報（国土交通大臣）	5 0
1	洪水時の水防警報の種類及び内容	5 0
2	実施区域及び担当官署	5 0
3	水位の種類及び対象水防管理団体	5 1
4	発表基準（洪水）	5 2
5	水防警報（津波）の種類、内容及び発表基準	5 2
6	発表様式	5 2
7	連絡系統	5 3
	(1) 吉野川水防警報	5 3
	(2) 那賀川水防警報	5 3
第6節	水防警報及び水位周知河川・水位周知海岸における 水位到達情報（徳島県知事）	5 4
1	実施区域及び担当官署	5 4
2	水位の種類及び対象水防管理団体	5 6
3	水防警報	5 7
	(1) 安全確保の原則	5 7
	(2) 洪水・高潮時の河川に関する水防警報の種類及び内容	5 7
	(3) 洪水・高潮時の河川に関する水防警報の発表の基準	5 8
	(4) 津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準	5 9
	(5) 発表様式	5 9
	(6) 連絡系統	5 9
4	氾濫警戒情報、氾濫危険情報及び高潮氾濫発生情報	6 0
	(1) 実施の基準	6 0
	(2) 発表様式	6 0
	(3) 連絡系統（水防警報河川、水位周知河川）	6 0
	(4) 連絡系統（水位周知海岸）	6 1
第7節	水防信号	6 4
1	法第20条第1項に基づく水防信号	6 4
2	地震・津波時	6 4
第5章	水防活動	
第1節	観測及び通報	6 5

1	雨量の観測通報	6 5
(1)	雨量の観測	6 5
(2)	雨量の通報	6 5
(3)	雨量観測所	6 5
(4)	連絡系統	6 5
2	水位の観測通報	6 5
(1)	水位の観測	6 5
(2)	水位の通報	6 5
(3)	水位の公表	6 5
(4)	関連ウェブサイトアドレス	6 6
(5)	欠測等発生時の措置	6 6
(6)	水位観測所及び設定水位	6 6
(7)	連絡系統	6 6
3	観測通報の連絡系統	6 6
4	ダム流量の通報	6 7
(1)	流量の通報	6 7
(2)	早明浦ダム及び池田ダムの状況	6 7
(3)	長安口ダムの状況	6 7
(4)	流量を通報すべきダム	6 7
(5)	連絡系統	6 7
5	潮位の観測通報	6 7
(1)	潮位の観測	6 7
(2)	潮位の通報	6 7
(3)	潮位観測所	6 7
(4)	連絡系統	6 7
第2節	水門・排水機場等の操作	6 8
1	管理者	6 8
2	操作責任者	6 8
3	点検整備	6 8
4	水門・排水機場等の箇所	6 8
5	排水ポンプ車の保管場所及びその要請連絡系統	6 8
第3節	監視及び警戒	7 0
1	常時監視	7 0
2	非常警戒	7 0
第4節	水防団の出動体制	7 0
第5節	水防作業	7 1
1	水防工法	7 1
2	水防資器材の補充	7 1
3	水防作業等応援の連絡系統	7 2
4	警戒区域及び住民の協力	7 2
(1)	警戒区域の指定	7 2
(2)	居住者等の水防義務	7 2
5	水防用の標識等	7 2
(1)	水防用県庁職員腕章	7 2
(2)	標識	7 3
(3)	身分証明	7 3
第6節	氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置並びに避難のための立ち退き	7 3
1	氾濫・決壊・漏水等の通報	7 3
(1)	氾濫等の通報	7 3
(2)	決壊・漏水等の通報	7 3

(3) 氾濫・決壊・漏水等の通報の内容	7 4
2 氾濫等の通報系統	7 8
3 決壊等後の措置	7 8
4 避難のための立ち退き又は緊急に安全を確保すべき対応	7 8
第6章 協力及び応援	
第1節 隣接県との協力及び相互協定	7 9
第2節 応援及び相互協定	7 9
1 警察官の援助要求	7 9
2 水防管理団体相互の応援及び相互協定	7 9
3 自衛隊の派遣要請	8 0
4 河川管理者の協力及び応援	8 0
第3節 水防連絡会議	8 1
第4節 特定緊急水防活動	8 1
第7章 水防施設及び輸送	
第1節 水防倉庫及び資器材	8 2
1 県	8 2
2 水防管理団体	8 2
3 水防倉庫及び備蓄資器材の状況	8 2
(1) 県の水防倉庫及び備蓄資器材の状況	8 2
(2) 市町村の水防倉庫及び備蓄資器材の状況	8 2
4 資器材購入先及び能力	8 2
第2節 非常輸送	8 2
第8章 通信連絡体制	
1 徳島県総合情報通信ネットワークシステム	8 3
2 非常通話及び電報	8 3
(1) 電話の非常通話	8 3
(2) 電報の特別取扱	8 3
(3) その他通信施設の使用	8 3
(4) 報道機関の活用	8 3
(5) その他非常連絡	8 3
3 水防に関する予警報の通信連絡	8 3
第9章 費用負担と公用負担	
1 費用負担	8 6
2 公用負担	8 6
3 損失補償	8 7
第10章 水防報告等	
1 水防速報	8 8
2 てん末書	8 9
3 水防記録	9 1
第11章 水防訓練	
1 県の水防総合訓練	9 2
2 指定水防管理団体の水防訓練	9 2
(1) 水防訓練実施要領	9 2
(2) 水防訓練の実施時期	9 2

3	災害通信連絡訓練	9 2
4	情報伝達訓練	9 2

第12章 水防管理団体の水防計画

1	水防管理団体の水防計画	9 3
(1)	水防計画の作成及び毎年検討	9 3
(2)	水防計画の作成基準	9 3
(3)	要旨の公表	9 3
2	留意すべき事項	9 4
(1)	危険箇所 の把握及び被害想定	9 4
(2)	関係機関との応（受）援体制の確立	9 4
(3)	避難計画	9 4

付 表

付表－1	徳島県水防情報伝達システム接続 雨量観測所 (テレメーター) 一覧表	9 5
付表－2 (1)	徳島県水防情報伝達システム接続 水位観測所 (テレメーター) 一覧表	9 7
付表－2 (2)	徳島県水防情報伝達システム接続 (危機管理型水位計) 一覧表	1 0 1
付表－2 (3)	(1) (2) 以外の水位観測所	1 0 4
付表－3	流量を通報すべきダム	1 0 5
付表－4	潮位観測所	1 0 6
付表－5	局別重要水防区域一覧表	1 0 7
	① 徳島県土整備事務所管内	1 0 7
	② 徳島県土整備事務所鳴門支所管内	1 2 5
	③ 阿南県土整備事務所管内	1 3 3
	④ 阿南県土整備事務所那賀支所管内	1 4 1
	⑤ 美波県土整備事務所管内	1 4 5
	⑥ 吉野川県土整備事務所管内	1 5 1
	⑦ 美馬県土整備事務所管内	1 6 5
	⑧ 三好県土整備事務所管内	1 7 5
付表－6 (1)	重要な水門・樋門等	1 8 1
	① 徳島県土整備事務所管内	1 8 1
	② 徳島県土整備事務所鳴門支所管内	2 0 5
	③ 阿南県土整備事務所管内	2 2 1
	④ 阿南県土整備事務所那賀支所管内	2 5 3
	⑤ 美波県土整備事務所管内	2 5 5
	⑥ 吉野川県土整備事務所管内	2 6 5
	⑦ 美馬県土整備事務所管内	2 7 1
	⑧ 三好県土整備事務所管内	2 7 7
付表－6 (2)	排水機場	2 7 9
	① 徳島県土整備事務所管内	2 7 9
	② 徳島県土整備事務所鳴門支所管内	2 9 7
	③ 阿南県土整備事務所管内	3 0 9
	④ 美波県土整備事務所管内	3 1 5
	⑤ 吉野川県土整備事務所管内	3 1 7
	⑥ 美馬県土整備事務所管内	3 1 9
付表－6 (3)	排水ポンプ車	3 2 1
付表－7 (1)	県備蓄資器材	3 2 5
付表－7 (2)	市町村の備蓄資器材	3 2 7

① 徳島県土整備事務所管内	3 2 7
② 徳島県土整備事務所鳴門支所管内	3 3 3
③ 阿南県土整備事務所管内	3 3 5
④ 阿南県土整備事務所那賀支所管内	3 3 7
⑤ 美波県土整備事務所管内	3 4 1
⑥ 吉野川県土整備事務所管内	3 4 3
⑦ 美馬県土整備事務所管内	3 4 7
⑧ 三好県土整備事務所管内	3 5 3
付表－ 7 (3) 資器材購入先及び能力	3 5 5
付表－ 8 (1) 吉野川洪水予報発表受報用紙	3 6 5
付表－ 8 (2) 那賀川洪水予報受報用紙	3 7 0
付表－ 8 (3) 徳島県管理河川洪水予報受報用紙	3 7 3
付表－ 8 (4) 旧吉野川水位到達情報発表受報用紙	3 7 6
付表－ 8 (5) 桑野川水位到達情報発表受報用紙	3 7 8
派川那賀川水位到達情報発表受報用紙	3 8 0
付表－ 8 (6) 徳島県管理河川氾濫警戒情報発表受報用紙	3 8 2
付表－ 8 (7) 徳島県水位周知海岸氾濫警戒情報発表受報用紙	3 8 5
付表－ 8 (8) 吉野川水防警報発表受報様式	3 7 6
吉野川水防情報発表受報様式	3 8 8
付表－ 8 (9) 那賀川水防警報発表受報様式	3 9 0
那賀川水防情報発表受報様式	3 9 2
付表－ 8 (10) 吉野川水防警報（津波）発表受報様式	3 9 4
付表－ 8 (11) 那賀川・桑野川水防警報（津波）発表受報様式	3 9 5
付表－ 8 (12) 徳島県管理河川水防警報発表受報様式	3 9 6
徳島県管理河川水防情報発表受報様式	3 9 7
付表－ 8 (13) 徳島県管理河川水防警報（津波）発表受報様式	3 9 8
付表－ 9 ダム放流警報通信連絡系統	
(1)長安口ダム	3 9 9
(2)宮川内ダム	4 0 1
(3)正木ダム	4 0 3
(4)池田ダム	4 0 5
(5)福井ダム	4 0 7
(6)旧吉野川河口堰	4 0 8
(7)川口ダム	4 0 9
(8)夏子ダム	4 1 0

資 料

第 1 水防法	4 1 1
第 1 の 2 氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針	4 2 8
第 2 徳島県防災会議水防部会設置要綱	4 3 6
第 3 徳島県防災会議水防部会構成員名簿	4 3 8
第 4 の 1 徳島県と地方気象台間の防災情報交換に関する協定	4 3 9
第 4 の 2 徳島県と地方気象台間の防災情報交換に関する細目協定	4 4 2
第 5 雨量観測資料の通報に関する覚書	4 4 4
第 6 ダム，堰，排水機場操作規則	4 4 5
1 長安口ダム操作規則	4 4 5
2 宮川内ダム操作規則	4 4 9
3 正木ダム操作規則	4 5 3
4 池田ダムに関する施設管理規程	4 5 9
5 福井ダム操作規則	4 6 6

6	旧吉野川河口堰等に関する操作規則		4 6 9
7	川口ダム操作規程		4 7 2
8	夏子ダム管理規程		4 8 3
9	排水機場操作要領		4 8 7
第 7	水防工法の説明		4 9 0
第 8	水防危険箇所及び水防倉庫位置図		別 添

令和 8 年度 徳島県水防計画

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づいて、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持する目的をもって、また、地震による堤防等の損傷又は津波が発生した場合における水災による被害を軽減する目的をもって、徳島県下の各河川、海岸並びに港湾等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信連絡、輸送及びダム又は水門等の操作、水防機関等の活動、水防管理団体相互間の協力応援並びに水防に必要な資器材、施設の整備と運用、避難立退に関する事項を定め、これらの調整及び円滑な実施を図ろうとするものである。

指定水防管理団体は、この計画に応じて、水防計画を定めなければならない。

第2節 用語の定義

徳島県水防本部	県内における水防を統括するために、第2章第1節1（1）に定める場合に県土整備部内に設置される機関（以下「水防本部」という。）をいう。
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として、知事が指定したものをいう（法第4条）。（昭和61年12月12日県告示第876号）
水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。
水防団	法第6条に規定する水防団をいう。
水防団長	水防機関のそれぞれの長（消防本部をおく市町村にあっては消防長、その他の市町村にあっては消防団の長、水防団にあっては水防団長）をいう。
水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして、水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県

	の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第 12 条）。
消防機関	消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第 2 条第 4 項）。
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長という（法第 2 条第 5 項）。
洪水予報	洪水予報河川において洪水のおそれがあると認められるときに、国土交通大臣又は都道府県知事が気象庁長官と共同して、水位又は流量（国の機関が行う洪水予報については、これに加えて氾濫した後における水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深）を示して、当該河川の状況を通知及び周知させるために行う発表（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報）をいう。
水防警報	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖畔又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。
高潮浸水想定区域	高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条の 3）。
洪水予報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 3 項及び第 4 項）。
水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により

	国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。
水防警報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるものと認めて指定の上公示した河川で、水防警報を行う河川をいう（法第16条第1項）。
水位周知海岸	都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。
水位到達情報	水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位又は高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。
水防団待機水位 （通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水又は高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
氾濫注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
避難判断水位	市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。洪水予報河川及び水位周知河川において氾濫警戒情報を発表する基準となる。
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。なお、水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

氾濫発生水位 (氾濫開始水位)	洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。
洪水特別警戒水位	法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
高潮特別警戒水位	水位周知海岸において高潮氾濫発生情報を発表する基準となる水位をいう。市町村長の緊急安全確保等の発令判断の目安となる水位となる。法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
水防体制	水防団の活動について、次の5段階の体制をいう。 ア 待機 水防団の足留めを行う体制 イ 準備 水防資器材の点検、水門等の開閉の準備、水防団の幹部等の出動を行いうる体制 ウ 出動 水防団が出動する体制 エ 警戒 出水状況・河川状況等、警戒が必要である体制 オ 解除 水防活動の終了

第3節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 県の水防責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 県水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- (4) 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- (7) 高潮予報の発表及び通知（法第11条の3第1項、気象業務法第14条の2第2項）
- (8) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (9) 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、法第13条の2第1項並びに法第13条の3）
- (10) 洪水予報、高潮予報、水位到達情報、氾濫等又は堤防決壊等の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (10) 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- (11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- (13) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定した時の公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- (14) 水防信号の指定（法第20条）
- (15) 氾濫等又は堤防決壊の通報の通知及び周知（法第24条の2第2項、法第25条第2項）
- (16) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (17) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (18) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- (19) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (20) 水防管理団体に対する水防に関する必要な勧告又は助言（法第48条）
- (21) 水防倉庫の設置及び水防資器材の備蓄

2 市町村の水防責任（法第3条）

市町村は、管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

具体的には、水防法の規定に従い、水防組織を整備し、水防施設、器具、資材等を整備するなど、水防に関するあらゆる準備行為に加え、具体的な水防活動等水防全般に関し、その責任を有する。

3 居住者等の義務（法第24条）

水防管理者、水防団長等は、水防のためにやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

第4節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が来襲する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が来襲する。従って、水防活動及び水防活動に従事する者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で来襲まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防活動に従事する者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防活動に従事する者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第5節 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は次のとおりである。

- ・原則として複数人で活動することとし、指揮者は安全管理に特に留意する。
- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水 防 体 制

第1節 県の水防体制

1 水防本部

(1) 設置時期

県は、気象業務法第15条及び法第10条第2項の規定により、徳島地方気象台長若しくは、徳島地方気象台長と国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所（以下「徳島河川国道事務所」という。）所長及び国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所（以下「那賀川河川事務所」という。）所長の共同による気象状況の通知を受けて、「洪水等による危険があると知事が認めたとき」は、水防本部を設置し、水防活動を迅速かつ積極的に推進するものとする。

水防本部が設置されるまでの間は、河川政策課において連絡業務を行う。

県土整備部関係各課長は別に定めるところに基づき、気象状況による判断により、課員を待機させ、非常配備体制を整えるものとする。

(2) 解散時期

災害対策本部が設置されたとき（災害対策本部に統轄される。）及び統監が状況判断し解散を命じたときとする。

(3) 設置及び解散の連絡系統

水防本部が設置及び解散されたときは、河川政策課（水防本部設置後は河川班、以下同じ。）は県土整備部関係各課（水防本部設置後は水防本部各班）及び危機管理部防災対策推進課に連絡するとともに、徳島地方気象台、徳島河川国道事務所、那賀川河川事務所、及び水防下部組織に連絡するものとする。

連絡を受けた水防下部組織は、市町村に連絡するものとする。

連絡系統は、第4章第1節3に準ずる。

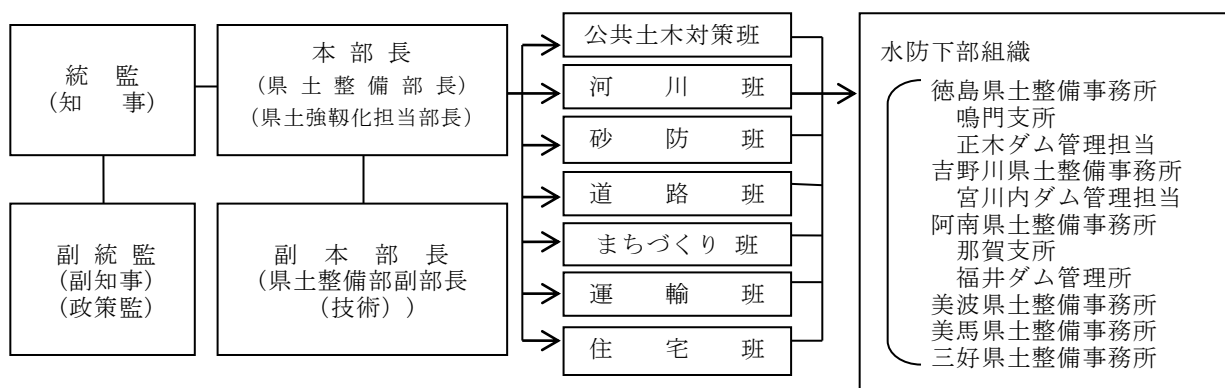
2 水防本部の組織

(1) 水防本部の編成

水防業務の統括業務処理にあたり水防本部を県庁（県土整備部内）におくものとし、その編成は次のとおりとする。

なお、統監不在のときは副統監が、本部長不在のときは副本部長がそれぞれ代行する。

水防本部の編成（班長＝関係各課長）



(2) 各班の任務

水防本部各班員は気象状況に注意し、水防本部の設置が予想されるときは、自発的に出動しなければならない。

水防本部各班は各関係課員をもって充て、本部長の指揮を受け水防事務の完全な遂行に努めなければならない。

水防本部各班の任務

班 名	班 長	任 務
公共土木対策班	砂防防災課長	部内の連絡調整に関する事項 各班相互の協力、応援に関する事項 連絡用自動車の配車に関する事項 他の班に属さない事項
河川班	河川政策課長	河川、海岸施設の水防に関する事項 水位雨量等観測資料の収集連絡に関する事項 水防警報等の受報発報に関する事項 水防無線に関する事項 ダムからの情報収受、分析集計等に関する事項 ダムへの各種連絡等に関する事項
砂防班	砂防防災課長	砂防施設、地すべり及び急傾斜地関係の水防に関する事項 被害状況のとりまとめに関する事項
道路班	道路整備課長	道路、橋梁の水防に関する事項 水防時における通行路線の決定、交通不能箇所の調査に関する事項
まちづくり班	都市計画課長	都市計画施設の水防に関する事項
運輸班	港湾政策課長	港湾、海岸施設の水防に関する事項 港湾区域の潮位、風向、風速、波高（推定）の資料収集連絡に関する事項 災害輸送用船舶の確保に関する事項
住宅班	営繕課長 住宅課長	応急仮設住宅の建築に関する事項

(3) 水防下部組織及び任務

各県土整備事務所においてはそれぞれの地域の特性、規模及び任務に応じた水防体制を編成し、あらかじめ県土整備部長に報告しておくものとする。

水防下部組織は常に気象、水位の状況等に注意して水防事務の完全な遂行に努めなければならない。

水防下部組織の名称・位置及び担当区域

事 務 所 名	位 置	担 当 区 域
徳島県土整備事務所 088-653-8811	徳島市南末広町 6 - 3 6 総合土木庁舎	徳島市、小松島市、名東郡、勝浦郡、名西郡神山町、板野郡北島町・藍住町、徳島小松島港
徳島県土整備事務所 鳴門支所 088-684-4621	鳴門市撫養町立岩字七枚 1 2 8	鳴門市、板野郡松茂町・板野町、今切港、長原漁港
吉野川県土整備事務所 0883-26-3711	吉野川市川島町宮島字 7 3 6 - 1	吉野川市、阿波市、名西郡石井町、板野郡上板町
阿南県土整備事務所 0884-24-4210	阿南市富岡町あ王谷 4 6	阿南市
阿南県土整備事務所 那賀支所 0884-62-0069	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ 6 4 - 1	那賀郡
美波県土整備事務所 0884-74-7411	海部郡美波町奥河内字弁財天 1 7 - 1	海部郡
美馬県土整備事務所 0883-53-2210	美馬市脇町猪尻字建神社下南 7 3	美馬市、美馬郡つるぎ町
三好県土整備事務所 0883-76-0603	三好市池田町字マチ 2 4 1 5	三好市、三好郡東みよし町
徳島県土整備事務所 正木ダム管理担当 08854-5-0311	勝浦郡上勝町正木字藤ノ内	勝浦川のみ（徳島市、小松島市、勝浦郡勝浦町、上勝町）
吉野川県土整備事務所 宮川内ダム管理担当 088-695-2035	阿波市土成町宮川内字平間 5 8	宮川内谷川のみ（阿波市、板野郡板野町、上板町）
阿南県土整備事務所 福井ダム管理所 0884-34-2100	阿南市福井町鉦打	福井川のみ（阿南市）

3 非常配備

水防本部各班は、常時勤務から非常配備体制への切替を确实迅速に行うとともに勤務員を適当に交代休養させ、長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、次の要領による非常配備を行うものとする。

各県土整備事務所は水防本部の指示によるほか、適宜その状況に応じて水防本部と協議の上、非常配備を行うものとする。非常配備を整えたときは、すみやかに水防本部長に報告する。

もし事態が長引くときは、所属長において適宜交代させることができる。

非常配備の要領

配備区分	配備時期	配備内容
第1 非常体制	1. 大雨注意報等が発表され相当な災害の発生が予想されるとき又は、台風が本県に接近する恐れがあるとき。 2. 徳島県に津波注意報が発表されたとき。 3. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。	必要最小限の職員を配備
第2 非常体制	1. 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき。 2. 台風が本県を通過することが确实とされたとき。 3. 河川が氾濫注意水位に近づいたとき。 4. 徳島県に津波警報が発表されたとき。 5. 「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき。 6. 大雨特別警報が発表されたとき。 7. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 8. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。	必要な応急対策活動を状況に応じて行い得る人員を配備
第3 非常体制	事態が切迫し、危険性が大で第2 非常体制では処理しかねると認められたとき。	県地域防災計画及び県災害対策本部条例及び県災害対策本部運営規程等に基づく人員に準じ配備

第2節 水防管理団体の水防体制

1 水防管理団体の水防組織

水防管理団体（市町村）の水防組織は県の水防組織に準じて市町村水防計画に定めなければならない。

第一線の水防団の活動については、5段階の水防体制（待機、準備、出動、警戒及び解除）によるものとする。各段階の体制につく時期は、第5章第4節による。

水防管理団体（市町村）の水防計画については、第12章による。

2 県内の水防管理団体（◎指定水防管理団体）

令和8年4月1日現在

関係土木事務所 名	水防管理 団体名	分団 班数	水防 (消防) 団員数	想定される危険河川、海岸、港湾				指定年月日
				河川数	海岸・ 港湾数	計	危険 箇所数	
徳島県土整備 事務所	◎ 徳 島 市	19	569	8	1	9	30	S61. 12. 12
	◎ 小 松 島 市	22	378	12	1	13	34	S61. 12. 12
	◎ 勝 浦 町	11	225	1		1	3	S61. 12. 12
	◎ 北 島 町	5	97	2		2	13	S61. 12. 12
	◎ 神 山 町	6	318	1		1	3	S61. 12. 12
	◎ 藍 住 町	7	97	2		2	7	S61. 12. 12
	佐那河内村	8	162	1		1	4	
	上 勝 町	6	191	0		0	0	
小計	◎ 6 2	84	2,037	27	2	29	94	
徳島県土整備 事務所鳴門支所	◎ 鳴 門 市	41	902	6		6	16	S61. 12. 12
	◎ 板 野 町	5	116	3		3	5	S61. 12. 12
	◎ 松 茂 町	5	100	3	1	4	11	S61. 12. 12
小計	◎ 3	51	1,118	12	1	13	32	
吉野川県土整備 事務所	◎ 吉 野 川 市	34	633	25		25	38	H16. 10. 01
	◎ 阿 波 市	31	564	11		11	23	H17. 04. 01
	◎ 石 井 町	5	338	5		5	6	S61. 12. 12
	◎ 上 板 町	6	105	3		3	6	S61. 12. 12
小計	◎ 4	76	1,640	44	0	44	73	
阿南県土整備 事務所	◎ 阿 南 市	68	1,214	6		6	39	S61. 12. 12
小計	◎ 1	68	1,214	6	0	6	39	
阿南県土整備 事務所那賀支所	那 賀 町	33	535	10		10	13	
小計	1	33	535	10	0	10	13	
美波県土整備 事務所	◎ 牟 岐 町	8	182	3		0	4	S61. 12. 12
	◎ 美 波 町	16	294	6		6	13	H18. 03. 31
	◎ 海 陽 町	24	465	6		6	23	H18. 03. 31
小計	◎ 3	48	941	15	0	12	40	
美馬県土整備 事務所	◎ 美 馬 市	24	658	20		20	40	H17. 03. 01
	◎ つ る ぎ 町	18	240	5		5	14	H17. 03. 01
小計	◎ 2	42	898	25	0	25	54	
三好県土整備 事務所	◎ 三 好 市	44	1,131	6		6	14	H18. 03. 01
	◎ 東みよし町	17	342	4		4	10	H18. 03. 01
小計	◎ 2	61	1,473	10	0	10	24	
合計	◎ 21 3	463	9,856	延べ数 149	3	延べ数 152	169	

第3章 水防危険箇所

第1節 重要水防区域等

1 重要水防区域等の意義

国土交通省管理河川において定められる重要水防箇所，及び県管理河川において定める重要水防区域（以下「重要水防区域等」という。）は，堤防の決壊，漏水，川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり，洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国及び県は，各管理河川における重要水防区域等を定め，これを水防管理団体に周知徹底することにより，水防活動に対し一定の指針を与えることとしている。

2 重要水防区域等の活用

水防管理団体は，各重要水防区域等に係る関係区域（地区名〔戸数，住民数〕等）を把握し，また危険な場合における措置（担当水防団〔人数〕，避難場所〔収容能力〕等）を適正に定めることにより，洪水時における水防活動，住民の避難等対応方法を明確にし，もって被害発生抑制に努めること。

また，随時重要水防区域等の巡視を行うとともに，特に出水期前においては河川管理者及び水防団等と合同で巡視を行い，重要水防区域等の実態の把握に努め，洪水時における水防活動の迅速かつ円滑な実施に資すること。

3 重要水防区域の管理等

各県土整備事務所は，管内の県管理河川における重要水防区域について台帳を作成し，適正に管理すること。

特に，出水期を経過したのちは当該年度における河川改修の進捗状況や被災状況等を調査し，この結果に基づき最新の内容に更新することとする。

第2節 重要水防区域等設定の基準

1 国土交通省管理河川

重要水防箇所評定基準（案）

平成6年10月28日 建設省河治発第79号 建設省河川局治水課長通達
最終改正：平成31年2月27日 国水環保第19号

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 (溢 水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 体 漏 水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に係る変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

平成２１年１２月４日付四国地方整備局河川管理課長事務連絡

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
流下能力不足			堤防高は基準を満足しているが河道断面が不足し、計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。
開 口 部			道路等が交差するために堤防の高さを下げた箇所で計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。

2 徳島県管理河川

重要水防区域評価基準（案）

（宮川内谷川，園瀬川，鮎喰川，川田川，貞光川，桑野川，勝浦川，日和佐川，海部川，福井川，宍喰川）
令和3年4月1日 河第41号 河川整備課長通知

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 (溢 水)	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
堤 体 漏 水	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
洪水痕跡	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあつては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあつては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床下浸水が発生した履歴がある箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。		
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）を上まわるが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間の内、その設置に起因する堰上げ等により河川管理施設等に損傷を及ぼし又は背後地の人家等に床上浸水が発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間の内、その設置に起因する堰上げ等により背後地の人家等に床下浸水が発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
新堤防・破堤跡・旧川跡	破堤跡で、河川改修工事が未施工の箇所。		新堤防で、築造後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

重要水防区域評価基準（案）
（その他）

平成１８年１１月２日 河第３９８号 河川課長通知
最終改正：令和３年４月１日 河第４１号

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６ｍ以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所にあっては、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。 現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６ｍ以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあっては、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６ｍ以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所にあっては、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越えないが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。 現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６ｍ以上の区間の内、計画高水位等が設定されていない箇所にあっては、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴はないが、その差が０．６ｍ未満の箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６ｍ以上の区間の内、計画の堤防断面が設定されている箇所にあって、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の２分の１未満の箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６ｍ以上の区間の内、計画の堤防断面が設定されている箇所にあって、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ２分の１以上確保されている箇所。	
洪水痕跡	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６ｍ未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあっては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６ｍ未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあっては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床下浸水が発生した履歴がある箇所。	
法崩れ ・すべり	法崩れ又はすべりの履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの履歴はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。		
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所にあっては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所にあっては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）を上まわるが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあっては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあっては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間の内、その設置に起因する堰上げ等により河川管理施設等に損傷を及ぼし又は背後地の人家等に床上浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間の内、その設置に起因する堰上げ等により背後地の人家等に床下浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
堤防・破堤跡・旧川跡	破堤跡で、河川改修工事が未施工の箇所。		新堤防で、築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘		陸閘が設置されている箇所。	

4.3 侵食リスクが高い箇所における対策の方向性

(1) 偏流および局所洗掘による侵食リスクが高い箇所の評価

基準7・8に従い、偏流および局所洗掘による侵食リスクが高い箇所について評価した。

4.2で侵食リスクが高いとされた箇所において、下図の基準7・8に従い侵食対策の要・不要について評価する。

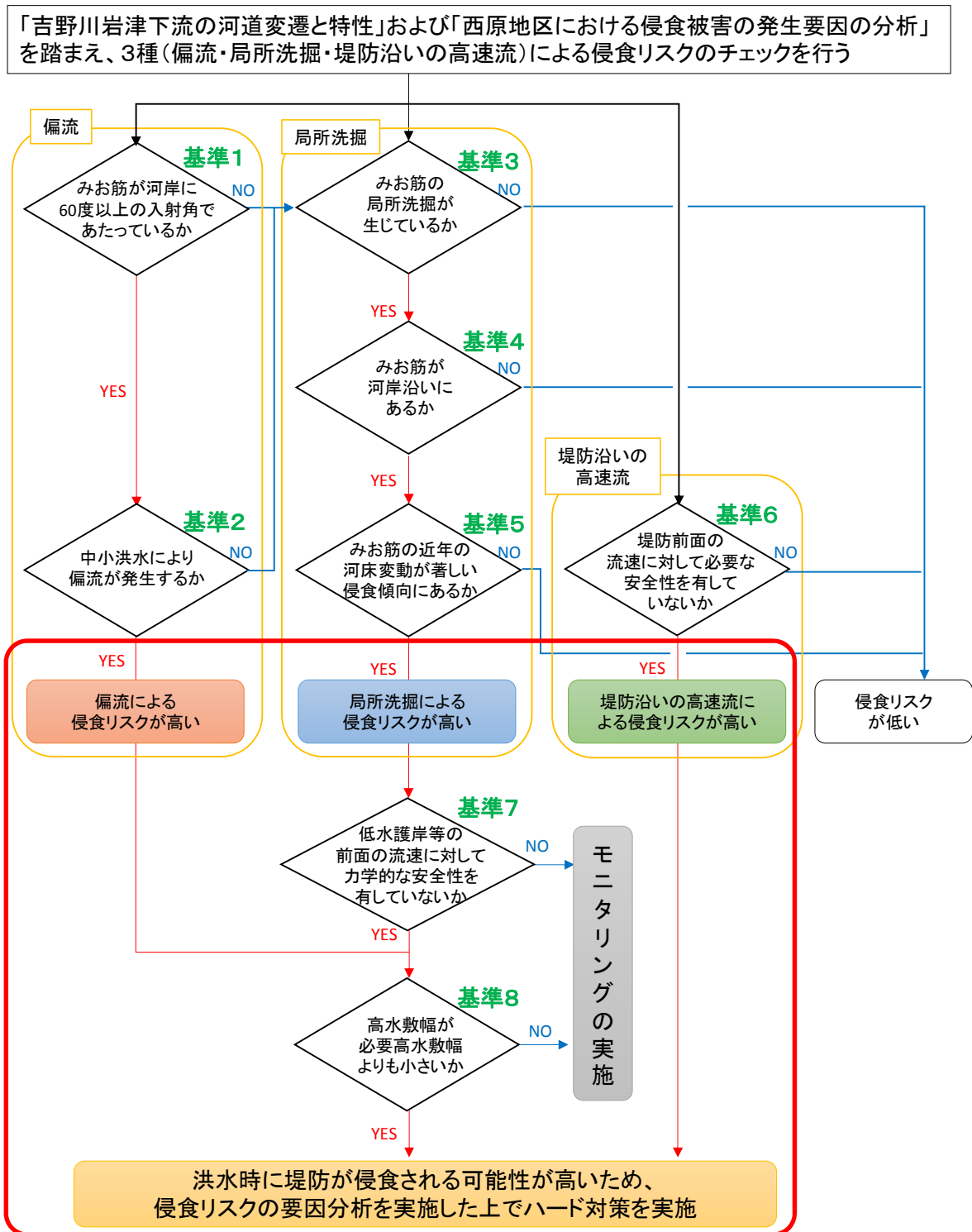


図 4.35 侵食リスクが高い箇所の抽出及び評価の考え方フロー (再掲)

第3節 重要水防区域等総括表

1 河川別重要水防区域総括表

(令和8年4月1日現在)

主なる河川、 海岸、港湾別	事 務 所 名	箇所数	重要水防区域 の延長 (m)	水防上最も重要な 区間の延長 (m) A
吉 野 川	徳島県土整備事務所	8	14,003	4,618
	吉野川県土整備事務所	16	31,482	8,819
	美馬県土整備事務所	15	15,505	4,835
	三好県土整備事務所	9	10,951	10,951
	小 計	48	71,941	29,223
那 賀 川	阿南県土整備事務所 (那賀支所含む)	19	28,589	6,247
	小 計	19	28,589	6,247
桑 野 川 (派川那賀川含む)	阿南県土整備事務所	15	14,715	1,996
旧吉野川	徳島県土整備事務所 (鳴門支所含む)	27	32,327	19,806
	吉野川県土整備事務所	1	200	0
	小 計	28	32,527	19,806
今 切 川	徳島県土整備事務所 (鳴門支所含む)	18	12,285	4,325
園 瀬 川	徳島県土整備事務所	8	4,600	1,500
鮎 喰 川	徳島県土整備事務所	9	4,600	800
宮川内谷川	徳島県土整備事務所 (鳴門支所含む)	1	2,400	0
	吉野川県土整備事務所	2	1,100	500
	小 計	3	3,500	500
新 池 川	徳島県土整備事務所鳴門支所	1	100	0
穴 吹 川	美馬県土整備事務所	7	3,700	1,800
貞 光 川	美馬県土整備事務所	7	2,600	1,600
勝 浦 川	徳島県土整備事務所	8	3,018	2,130
天王谷川	徳島県土整備事務所	2	200	200
立 江 川	徳島県土整備事務所	5	520	120
田 野 川	徳島県土整備事務所	2	868	868
撫 養 川	徳島県土整備事務所鳴門支所	1	130	0
井口谷川	美馬県土整備事務所	1	150	0
高瀬谷川	美馬県土整備事務所	1	1,400	0
三 谷 川	吉野川県土整備事務所	1	250	250
	美馬県土整備事務所	2	600	0
	小 計	3	850	250
半 田 川	美馬県土整備事務所	1	200	200
その他河川	各県土整備事務所	176	177,811	73,193
海岸・港湾	徳島県土整備事務所 (鳴門支所含む)	4	3,170	0
合計		367	384,496	151,892

2 事務所別重要水防区域総括表（令和8年4月1日現在）

国は国土交通省管理
県は徳島県管理
市町村は市町村管理

事務所名	重 要 水 防 区 域						関 係 区 間		危険な場合の措置	
	箇所数		延 長 (m)	水防上最も 重要な区間 A (m)	水 防 上 重要な区間 B (m)	要注意 区 間 (m)	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防 団 員 数	収用能力 (人)
徳島県土整備事務所	国	28,589	32,473	15,928	16,292	253	29,966	62,188	910	40,729
	県	28,589	27,646	9,588	16,060	1,998				
徳島県土整備事務所 鳴門支所	国	23	42,434	19,955	21,879	600	20,377	39,470	526	13,065
	県	9	6,713	0	6,713	0				
	28	32,527	19,806	1,000	0	0				
吉野川県土整備事務所	国	17	31,682	8,819	21,414	1,449	19,657	59,940	1,478	20,578
	県	47	117,203	50,100	67,103	0				
	市町村	9	4,020	1,440	2,580	0				
阿南県土整備事務所	国	22	40,807	7,573	33,234	0	13,285	30,065	715	14,967
	県	17	6,352	2,270	3,926	156				
阿南県土整備事務所 那賀支所	国	1	200	0	0	200	477	1,405	169	2,650
	県	11	4,896	850	4,046	0				
	市町村	1	150	0	150	0				
美波県土整備事務所	県	40	17,080	9,100	7,980	0	1,697	3,434	501	4,812
美馬県土整備事務所	国	15	15,505	4,835	10,444	226	4,074	8,982	804	4,965
	県	29	12,393	4,643	7,750	0				
	市町村	10	5,240	2,840	2,400	0				
三好県土整備事務所	国	9	10,951	10,951	0	0	2,995	5,995	611	7,682
	県	15	7,700	2,000	5,700	0				
合 計	国	117	174,052	68,061	103,263	2,728	92,528	211,479	5,714	109,448
	県	229	199,983	78,551	119,278	2,154				
	市町村	21	10,410	5,280	5,130	0				
	計	367	384,445	151,892	227,671	4,882				

（令和8年4月1日現在）

3 重要水防区域一覧表

付表－5 参照

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

1 水防活動の利用に適合する警報、注意報

徳島地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を徳島河川国道事務所長及び知事等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報、注意報の名称と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報、特別警報の名称及びそれらの概要は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する注意報・警報・危険警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	レベル2 大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
水防活動用 気象警報	レベル3 大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したときに発表する。
	レベル5 大雨特別警報	台風や集中豪雨により大雨被害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合に発表する。
水防活動用 洪水注意報	レベル2 氾濫注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
水防活動用 洪水警報	レベル3 氾濫警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
	レベル4 氾濫危険警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したときに発表する。
	レベル5 氾濫特別警報	台風や集中豪雨により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きい場合に発表する。
水防活動用 高潮注意報	レベル2 高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
水防活動用 高潮警報	レベル3 高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
	レベル4 高潮危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したときに発表する。
	レベル5 高潮特別警報	台風や温帯低気圧により高潮による浸水が起こるおそれが著しく大きい場合に発表する。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
	津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したときに発表する。

大雨・高潮特別警報発表基準

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により大雨災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合
高潮	台風や温帯低気圧により高潮による浸水が起こるおそれが著しく大きい場合。

（注）過去の災害事例に照らして、指数（表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

*1 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

レベル5大雨特別警報の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される市町村等にレベル5大雨特別警報を発表します。

- ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。
- ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

この基準値については、「気象庁ウェブサイト」を参照のこと。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>

*2 台風等を要因とする特別警報の指標（発表条件）

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表します。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とします。

台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表します。

温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表します。

レベル 2 大雨注意報発表基準（表面雨量指数基準）

令和 8 年 5 月 2 9 日現在

一次細分	市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準
北部	徳島・鳴門	徳島市	1 3
		鳴門市	1 1
		小松島市	1 2
		松茂町	1 0
		北島町	1 3
		藍住町	1 3
		板野町	1 3
	美馬北部・阿北	吉野川市	7
		阿波市	9
		美馬市脇・美馬・穴吹	7
		石井町	1 3
		上板町	1 0
		つるぎ町半田・貞光	7
	美馬南部・神山	美馬市木屋平	1 6
		佐那河内村	1 3
		神山町	1 2
		つるぎ町一字	1 3
	三好	三好市	1 2
		東みよし町	9
南部	阿南	阿南市	1 5
	那賀・勝浦	勝浦町	1 7
		上勝町	1 7
		那賀町	1 8
	海部	牟岐町	1 8
		美波町	1 6
		海陽町	2 1
【備考】 ＊基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。			

レベル 2 大雨注意報発表基準（流域雨量指数による基準）

令和 8 年 5 月 2 9 日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1
徳島・鳴門	徳島市	今切川流域=8.5, 鮎喰川流域=35.5, 飯尾川流域=16.9, 八多川流域=10.4, 園瀬川流域=15, 新町川流域=5.3	今切川流域= (6, 8.5), 鮎喰川流域= (6, 33.8), 飯尾川流域= (6, 16.6), 八多川流域= (6, 10.4), 園瀬川流域= (5, 15), 新町川流域= (6, 4.3), 勝浦川流域= (10, 30.9), 吉野川流域= (9, 56.2)
	鳴門市	旧吉野川流域=26.3, 新池川流域=6.4	旧吉野川流域= (9, 22.5), 新池川流域= (5, 4.9)
	小松島市	太田川流域=8.1, 立江川流域=10	太田川流域= (6, 7.4), 立江川流域= (6, 7.6)
	松茂町	旧吉野川流域=27.6, 今切川流域=9.8	旧吉野川流域= (8, 22.1)
	北島町	旧吉野川流域=25.5, 今切川流域=8	旧吉野川流域= (10, 21.5), 今切川流域= (6, 8)
	藍住町	旧吉野川流域=25.3	旧吉野川流域= (10, 20.2), 吉野川流域= (10, 98.4)
	板野町	旧吉野川流域=22.3, 宮川内谷川流域=18.1	旧吉野川流域= (6, 22.3), 宮川内谷川流域= (6, 18.1)
美馬北部・阿北	吉野川市	江川流域=4.4, ほたる川流域=5.8, 川田川流域=17.7, 飯尾川流域=9.2, 三谷川流域=7	江川流域= (5, 4.4), ほたる川流域= (5, 3.8), 川田川流域= (5, 17.7), 飯尾川流域= (5, 7.2), 三谷川流域= (5, 5.6)
	阿波市	熊谷川流域=5.3, 九頭字谷川流域=8.4, 柿ノ木谷川流域=6.1	熊谷川流域= (5, 5.1), 柿ノ木谷川流域= (5, 6.1), 吉野川流域= (7, 72.4)
	美馬市脇・美馬 ・穴吹	曾江谷川流域=17.6, 穴吹川流域=33.2, 大谷川流域=4, 井口谷川流域=7.6, 高瀬谷川流域=5.5	吉野川流域= (5, 71)
	石井町	飯尾川流域=16.4	飯尾川流域= (6, 16)
	上板町	宮川内谷川流域=15.8, 大山谷川流域=6.4, 泉谷川流域=7.1	—
	つるぎ町半 田・貞光	貞光川流域=22.3, 半田川流域=13.9	貞光川流域= (5, 17.8), 半田川流域= (5, 13.9), 吉野川流域= (5, 74)
	美馬南部・神山	美馬市木屋平	穴吹川流域=27.1
三好	三好市	河内谷川流域=8.5, 井ノ内谷川流域=9.7, 鮎苦谷川流域=10.1, 馬路川流域=8.9, 銅山川（伊予川）流域=35.7, 白川谷川流域=11.8, 松尾川流域=16.4	井ノ内谷川流域= (9, 7.8), 吉野川流域= (9, 72.7)
	東みよし町	山口谷川流域=7.2, 加茂谷川流域=11.1, 小川谷川流域=11.2, 大藤谷川流域=7.5	大藤谷川流域= (5, 7.5), 吉野川流域= (5, 57.6)
	阿南市	那賀川流域=56.1, 桑野川流域=20.4, 打樋川流域=8, 南川流域=10.4, 福井川流域=10.8, 椿川流域=8.5, 岡川流域=10	那賀川流域= (9, 47.6), 桑野川流域= (8, 19.4), 打樋川流域= (12, 6.4), 南川流域= (7, 10.4), 福井川流域= (7, 9), 椿川流域= (12, 6.8), 岡川流域= (7, 10)
	那賀・勝浦	勝浦町	坂本川流域=8.5, 勝浦川流域=33.2
海部	上勝町	旭川（北谷川）流域=15.6, 杉地川流域=10.8	—
	那賀町	那賀川流域=50.3, 坂州木頭川流域=32.4, 丈ヶ谷川流域=15.1, 海川谷川流域=17.8, 出原谷川流域=7.9, 南川流域=19.3, 棚谷川流域=10.2	那賀川流域= (14, 40.2), 南川流域= (14, 15.4)
	牟岐町	牟岐川流域=16.6, 橘川流域=7.6	橘川流域= (14, 6.1)
海部	美波町	赤松川流域=16.1, 日和佐川流域=20.7	赤松川流域= (13, 12.9), 日和佐川流域= (8, 20.7)
	海陽町	海部川流域=36.4, 相川流域=14.2, 王余魚谷川流域=7.6, 穴喰川流域=17.3, 母川流域=11.2	海部川流域= (17, 29.1), 相川流域= (17, 11.4), 王余魚谷川流域= (17, 6.1), 穴喰川流域= (16, 17.3), 母川流域= (10, 11.2)
【備考】 * 基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。 * 欄中、「○○川流域=○○」は、「○○川流域の流域雨量指数○○以上」を意味する。 * 欄中、「○○川流域=△△、○○」は、「○○川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数○○以上」を意味する。 * 基準値は各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川のない市町村等の基準値は空欄としている。 * 基準が設定されていない市町村等については、その欄を“—”で示している。 * あらかじめ指定した河川において一定の区間で基準を超えた場合 * 1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。			

レベル 3 大雨警報発表基準

令和 8 年 5 月 2 9 日現在

一次細分	市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準
北部	徳島・鳴門	徳島市	2 3
		鳴門市	1 6
		小松島市	1 8
		松茂町	2 3
		北島町	2 3
		藍住町	2 3
		板野町	2 3
	美馬北部・阿北	吉野川市	2 0
		阿波市	2 2
		美馬市脇・美馬・穴吹	1 7
		石井町	2 2
		上板町	2 5
		つるぎ町半田・貞光	1 7
	美馬南部・神山	美馬市木屋平	2 0
		佐那河内村	2 0
		神山町	1 8
		つるぎ町一字	1 8
三好	三好市	1 6	
	東みよし町	1 6	
南部	阿南	阿南市	2 2
	那賀・勝浦	勝浦町	2 4
		上勝町	2 4
		那賀町	2 3
	海部	牟岐町	2 7
		美波町	2 7
		海陽町	3 0
【備考】 ＊基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。			

レベル 3 大雨警報発表基準（流域雨量指数による基準）

令和 8 年 5 月 2 9 日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準* ¹
徳島・鳴門	徳島市	今切川流域=10.7, 鮎喰川流域=44.4, 飯尾川流域=21.2, 八多川流域=13, 園瀬川流域=18.8, 新町川流域=6.7	鮎喰川流域= (10, 37.5), 飯尾川流域= (10, 18.4), 八多川流域= (10, 11.7), 園瀬川流域= (10, 18.4), 新町川流域= (10, 5.9), 勝浦川流域= (10, 36.7), 吉野川流域= (12, 77.3)
	鳴門市	旧吉野川流域=32.9, 新池川流域=8	新池川流域= (8, 7.1)
	小松島市	太田川流域=10.2, 立江川流域=12.5	—
	松茂町	旧吉野川流域=34.5, 今切川流域=12.3	旧吉野川流域= (18, 32.3)
	北島町	旧吉野川流域=31.9, 今切川流域=10.1	今切川流域= (10, 9.5)
	藍住町	旧吉野川流域=31.7	—
	板野町	旧吉野川流域=27.9, 宮川内谷川流域=22.7	宮川内谷川流域= (10, 20.4)
美馬北部・阿北	吉野川市	江川流域=5.5, ほたる川流域=7.3, 川田川流域=22.2, 飯尾川流域=11.5, 三谷川流域=8.8	ほたる川流域= (7, 4.2), 飯尾川流域= (9, 8.1)
	阿波市	熊谷川流域=6.7, 九頭字谷川流域=10.5, 柿ノ木谷川流域=7.7	熊谷川流域= (7, 5.7), 吉野川流域= (7, 101.8)
	美馬市脇・美馬・穴吹	曾江谷川流域=22.1, 穴吹川流域=41.6, 大谷川流域=5, 井口谷川流域=9.6, 高瀬谷川流域=6.9	吉野川流域= (5, 110.2)
	石井町	飯尾川流域=20.6	飯尾川流域= (10, 17.8)
	上板町	宮川内谷川流域=19.8, 大山谷川流域=8.1, 泉谷川流域=8.9	—
	つるぎ町半田・貞光	貞光川流域=27.9, 半田川流域=17.4	貞光川流域= (5, 27.6), 半田川流域= (13, 15.6), 吉野川流域= (5, 104.2)
美馬南部・神山	美馬市木屋平	穴吹川流域=33.9	—
	佐那河内村	嵯峨川流域=13.8, 園瀬川流域=14.9	園瀬川流域= (18, 14.9)
	神山町	鮎喰川流域=39.8	—
	つるぎ町一字	貞光川流域=24.8	—
三好	三好市	河内谷川流域=10.7, 井ノ内谷川流域=12.2, 鮎苦谷川流域=12.7, 馬路川流域=11.2, 銅山川（伊予川）流域=44.7, 白川谷川流域=14.8, 松尾川流域=20.6	井ノ内谷川流域= (9, 10.9), 吉野川流域= (10, 91.3)
	東みよし町	山口谷川流域=9, 加茂谷川流域=13.9, 小川谷川流域=14, 大藤谷川流域=9.4	大藤谷川流域= (6, 8.4), 吉野川流域= (6, 67.5)
阿南	阿南市	那賀川流域=70.2, 桑野川流域=25.5, 打樋川流域=12.4, 南川流域=13.1, 福井川流域=17.2, 椿川流域=10.7, 岡川流域=12.5	那賀川流域= (20, 63.6), 桑野川流域= (18, 21.6), 打樋川流域= (12, 11.1), 福井川流域= (18, 10.6), 椿川流域= (12, 9.6), 岡川流域= (12, 11.1)
那賀・勝浦	勝浦町	坂本川流域=10.7, 勝浦川流域=41.6	坂本川流域= (12, 9.6)
	上勝町	旭川（北谷川）流域=19.5, 杉地川流域=13.6	—
	那賀町	那賀川流域=62.9, 坂州木頭川流域=40.6, 丈ヶ谷川流域=18.9, 海川谷川流域=22.3, 出原谷川流域=9.9, 南川流域=24.2, 棚谷川流域=12.8	那賀川流域= (14, 61.1), 南川流域= (20, 21.7)
海部	牟岐町	牟岐川流域=20.8, 橋川流域=9.5	—
	美波町	赤松川流域=20.2, 日和佐川流域=29.4	赤松川流域= (26, 18.1), 日和佐川流域= (12, 29.4)
	海陽町	海部川流域=45.6, 相川流域=17.8, 王余魚谷川流域=9.6, 穴喰川流域=21.7, 母川流域=14.1	穴喰川流域= (16, 20.3)
【備考】 * 基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。 * 欄中、「〇〇川流域=〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 * 欄中、「〇〇川流域=△△、〇〇」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 * 基準値は各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川の無い市町村等の基準値は空欄としている。 * 基準が設定されていない市町村等については、その欄を“—”で示している。 * あらかじめ指定した河川において一定の区間で基準を超えた場合 * 1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。			

レベル４大雨危険警報発表基準（表面雨量指数による基準）

令和８年５月２９日現在

市町村等	対象格子数	表面雨量指数基準
徳島市	62	30
鳴門市	10	26
小松島市	22	28
北島町	10	30
吉野川市	32	27
【備考】 基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。 対象区域内で複数格子（３格子）が超過した場合が発表基準になる。		

レベル４大雨危険警報発表対象（流域雨量指数による基準）

令和８年５月２９日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	対象となる河川
徳島・鳴門	徳島市	今切川流域=(11.8), 鮎喰川流域=(48.8), 飯尾川流域=(23.3), 船戸谷川流域=(-), 八多川流域=(14.3), 園瀬川流域=(22.1), 新町川流域=(7.4), 多々羅川流域=(-), 田宮川流域=(-), 助任川流域=(-), 大岡川流域=(-), 住吉島川流域=(-), 沖洲川流域=(-)
	鳴門市	旧吉野川流域=(36.2), 新池川流域=(8.8)
	小松島市	太田川流域=(11.2), 立江川流域=(13.8)
	松茂町	旧吉野川流域=(38), 今切川流域=(13.5)
	北島町	旧吉野川流域=(35.1), 今切川流域=(11.1)
	藍住町	旧吉野川流域=(34.9)
	板野町	旧吉野川流域=(30.7), 宮川内谷川流域=(25)
美馬北部・阿北	吉野川市	江川流域=(8.1), ほたる川流域=(8.8), 川田川流域=(26.9), 飯尾川流域=(15.8), 三谷川流域=(9.7), 奥野井谷川流域=(-), 東山谷川流域=(-)
	阿波市	宮川内谷川流域=(-), 日開谷川流域=(-)
	美馬市脇・美馬・穴吹	曾江谷川流域=(24.3), 穴吹川流域=(45.8)
	石井町	江川流域=(-), 飯尾川流域=(22.7), 渡内川流域=(-), 飯尾川放水路流域=(-)
	上板町	旧吉野川流域=(-), 宮川内谷川流域=(21.8)
	つるぎ町半田・貞光	貞光川流域=(33.5), 半田川流域=(21.4)
美馬南部・神山	美馬市木屋平	穴吹川流域=(37.3)
	佐那河内村	園瀬川流域=(20.1), 嵯峨川流域=(15.2)
	神山町	鮎喰川流域=(43.8)
	つるぎ町一字	貞光川流域=(27.3)
阿南	阿南市	那賀川流域=(97.8), 太田川流域=(-), 桑野川流域=(32.8), 打樋川流域=(13.6), 加茂谷川流域=(-), 南川流域=(14.4), 岡川流域=(13.8), 福井川流域=(18.9), 椿川流域=(17.5)

那賀・勝浦	勝浦町	勝浦川流域=(45.8)
	上勝町	勝浦川流域=(-)
	那賀町	那賀川流域=(96.4), 赤松川流域=(-)
海部	牟岐町	牟岐川流域=(22.9), 内妻川流域=(-), 橘川流域=(11.7), 喜来川流域=(-)
	美波町	赤松川流域=(26), 日和佐川流域=(33.5), 北河内谷川流域=(-), 山河内谷川流域=(-), 久望川流域=(-)
	海陽町	海部川流域=(52.7), 母川流域=(15.5), 善蔵川流域=(-), 笹無谷川流域=(-), 相川流域=(20.8), 玉笠川流域=(-), 小川谷川流域=(-), 王余魚谷川流域=(10.6), 伊勢田川流域=(-), 宍喰川流域=(23.9), 野根川流域=(-), 広岡川流域=(-)
【備考】 * 基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。 * 河川流路上の複数格子（3格子）が超過した場合が発表基準になる。 * 主な河川（代表格子を持つ河川）ではない河川は、流路格子により複数の基準を持つため「-」とした。		

レベル5 高潮特別警報・レベル4 高潮危険警報発表基準

令和8年5月29日現在

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位基準			
			特別警報 （潮位：m）	危険警報 （潮位：m）	都道府県が定める 基準水位観測点 （水位周知海岸）	都道府県が定める 基準水位 （水位周知海岸）
北部	徳島・鳴門	鳴門市	（瀬戸内側） 3.2	2.3	折野港	1.7m
			（紀伊水道側） 3.3	2.3	小松島	1.7m
		松茂町	3.7	2.5	小松島	1.7m
		北島町	2.9	2.3	小松島	1.7m
		藍住町	*	*	小松島	1.7m
		徳島市	2.9	2.3	小松島	1.7m
		小松島市	2.9	2.3	小松島	1.7m
南部	阿南	阿南市	2.9	2.5	小松島、阿波由岐	1.7m
	海部	美波町	2.7	2.2	阿波由岐	1.7m
		牟岐町	2.7	2.2	阿波由岐	1.7m
		海陽町	3.0	2.5	阿波由岐	1.7m
【備考】						
＊徳島県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、これらによらず発表する場合がある。						
・基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。						
・潮位は一般の高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平面海面（TP）を用いる。						

< 参考 >

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。

降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中にしみ込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴があります。

表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。表面雨量指数は、気象台が発表するレベル3大雨警報・レベル2大雨注意報の判断基準に用いています。浸水害発生の危険度を判定した結果は「浸水キキクル」で確認できます。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標です。流域雨量指数は、全国の約20,000河川を対象に、河川流域を1km四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものです。流域雨量指数は、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いています。洪水害発生の危険度を判定した結果は「洪水キキクル」で確認できます。

大雨警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、危険警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル、洪水キキクル、大雨キキクルおよび流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	概 要
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。（常時10分毎に更新）
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。（常時10分毎に更新）
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルを統合して示す情報
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他の各河川を対象としての、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について大雨警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報。（常時10分毎に更新）

以下の基準値は、地域メッシュコード（1 km 四方）毎に基準を設けている。

・洪水キキクルの基準値

この基準値については、「気象庁ウェブサイト」を参照のこと。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/tokushima.html>

2 津波に関する予報及び警報

（1）大津波警報・津波警報・津波注意報

（ア）大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を、津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐにもとめることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ（注）等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の 最大波 の高さが高いところで3 mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5 m<予想高さ≤10m	10m		
		3 m<予想高さ≤5 m	5 m		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	1 m<予想高さ≤3 m	3 m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤予想高さ≤1 m	1 m	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※ 大津波警報を特別警報に位置づけている。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(イ) 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

津波情報の種類と発表内容

津波情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（注1）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（注2）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（注3）

（２）津波情報

（ア）津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

（注１） この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

（注２） 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（注３） 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値か

ら推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・沿岸からの距離が 100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の 津波警報等	沿岸で推定される 津波の高さ	発 表 内 容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

（イ）津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

(4) 南海トラフ地震に関連する情報

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」等の形で情報発表します。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等 から 5 ～ 30 分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^(注1)でマグニチュード 6.8 以上^(注2)の地震^(注3)が発生 ○1 カ所以上のひずみ計での有意な変化^(注4)と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^(注4)が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^(注5)が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等 から最短で 2 時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震^(注3)が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注 1） 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。

（注 2） モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

（注 3） 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

（注 4） 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさに異常レベルを 1 ～ 3 として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24 時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル 1：平常時のデータのゆらぎの中の 1 年に 1 ～ 2 回現れる程度の値に設定。

レベル 2：レベル 1 の 1.5 ～ 1.8 倍に設定。

レベル 3：レベル 1 の 2 倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル 3 の変化を、

「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル 1 以上の変化を意味する。

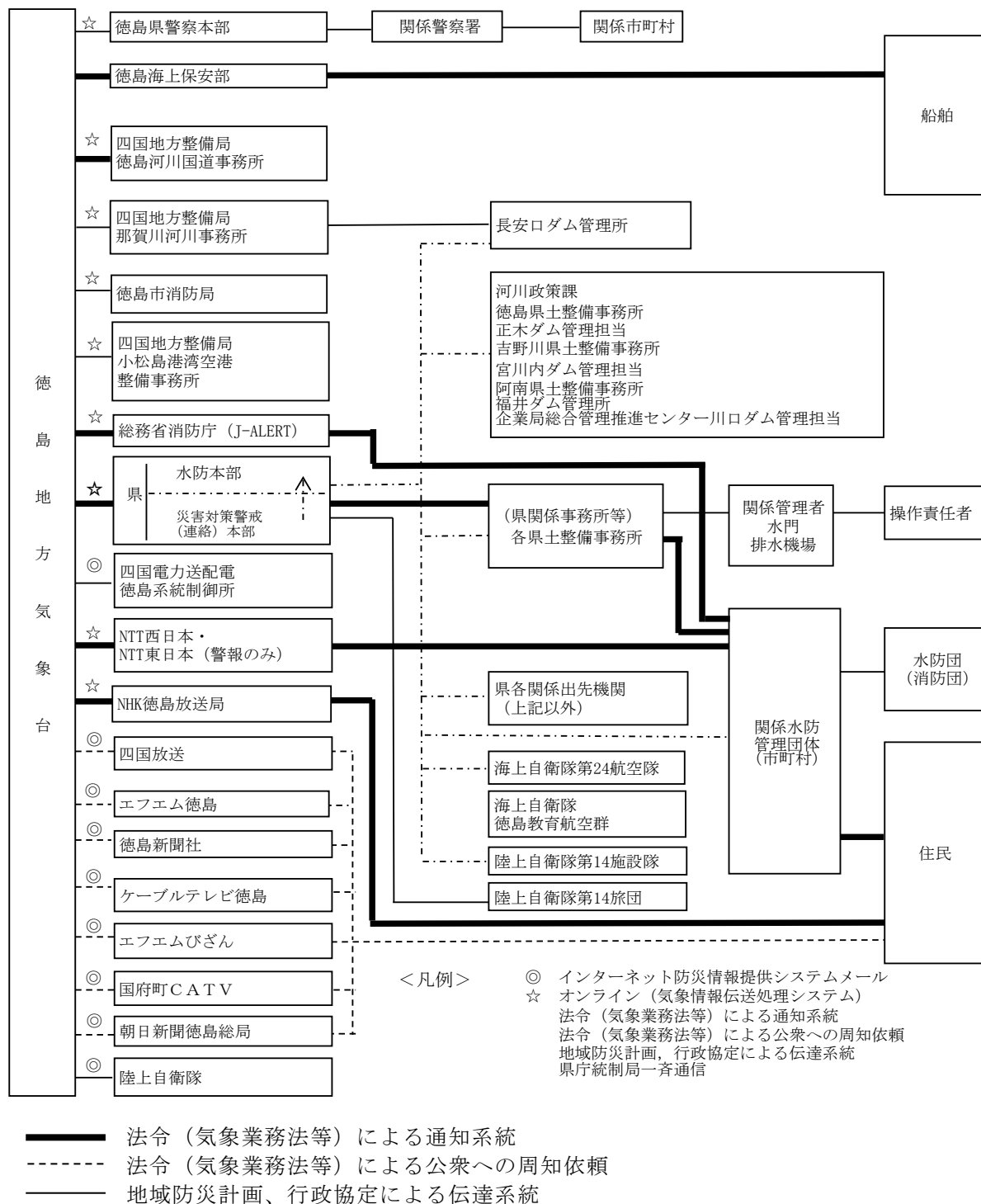
(注5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部(30~40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日~1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

3 警報等の伝達経路及び手段

(ア) 気象に関する特別警報・警報の伝達系統



注1 障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、あらかじめ定めた障害時用加入FAXへ伝達する。このFAXも途絶した場合は、状況により可能な範囲で県防災行政無線、加入電話、その他 機関の相互協力により伝達に努める。以下、各図とも同じ。

以下、各図とも同じ。

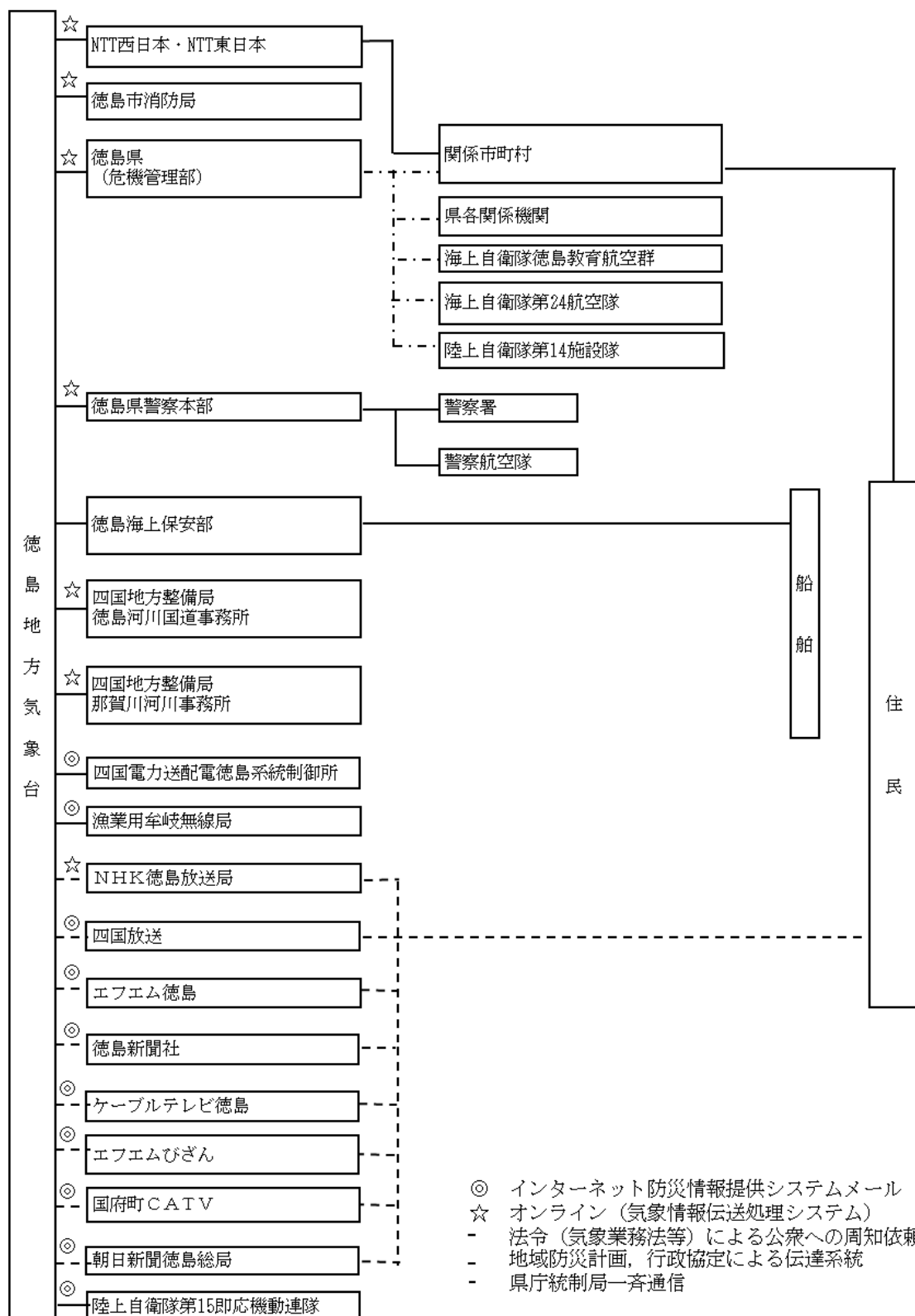
注3 水防体制前は、水防本部を河川政策課と読み代えるものとする。以下、各図とも同じ。

注4 陸上自衛隊第14旅団へは必要により警報とその解除を通知する。

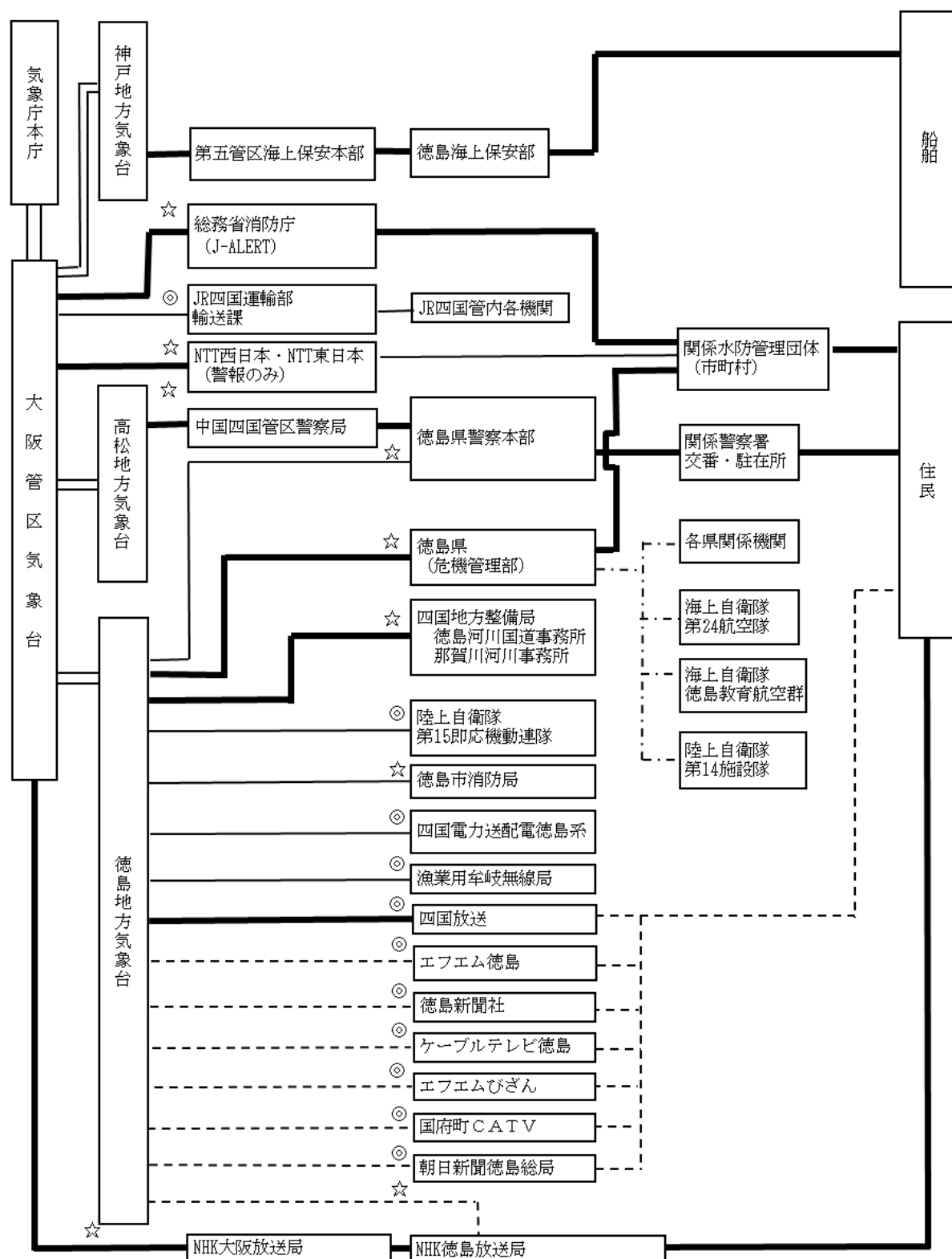
注5 災害配備体制前は、災害対策警戒(連絡)本部を危機管理部防災対策推進課と読み替えるものとする。以下、各図とも同じ。

注6 水資源機構吉野川上流総合管理所は、(財)日本気象協会を通じて気象庁より情報を受けている。

(イ) 気象に関する注意報・情報の伝達系統



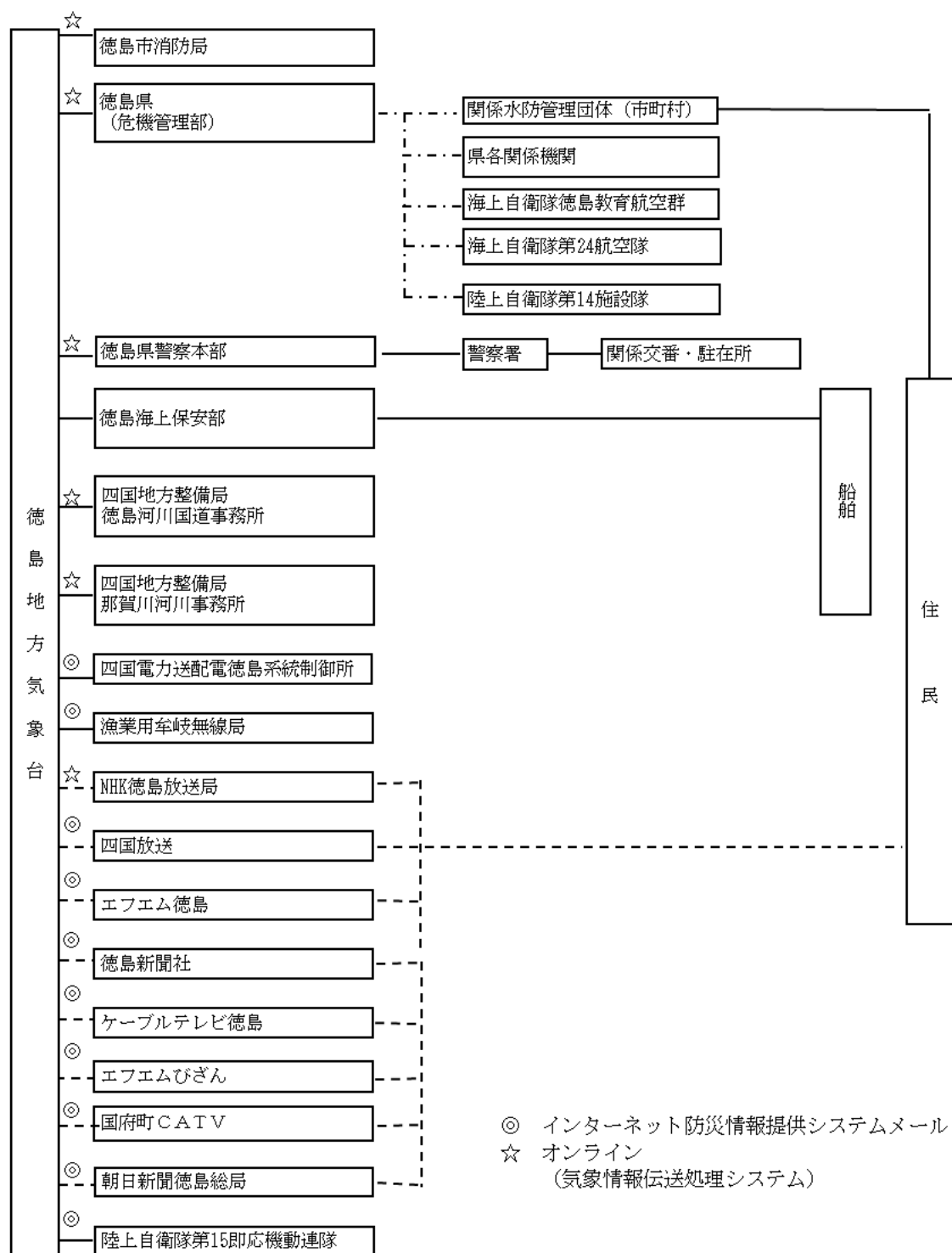
(ウ) 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統



◎ インターネット防災情報提供システムメール
 ☆ オンライン
 (気象情報伝送処理システム)

—— 法令（気象業務法等）による通知系統
 - - - - 法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼
 ——— 地域防災計画、行政協定による伝達系統

(エ) 津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統



第2節 洪水予報河川における洪水予報（国土交通大臣と気象庁長官の共同）

1 実施区域、基準地点及び担当官署

河川名	区 域	水位又は流量の予報に関する基準地点	担当官署名
吉野川	左岸 徳島県三好市池田町から河口まで 右岸 徳島県三好市池田町から河口まで	池田（無堤） 池田（有堤） 岩津	徳島河川国道事務所 徳島地方気象台
那賀川	左岸 徳島県阿南市十八女町から河口まで 右岸 徳島県阿南市加茂町から河口まで	古庄（上流） 古庄（下流）	那賀川河川事務所 徳島地方気象台

2 吉野川洪水予報発表の基準・運用

- ① 池田（無堤）・池田（有堤）・岩津のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、徳島地方気象台と徳島河川国道事務所が共同して吉野川レベル2 氾濫注意報を発表する。
- ② 池田（無堤）・池田（有堤）・岩津のいずれかの基準地点の水位が、水位予測に基づき氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、徳島地方気象台と徳島河川国道事務所が共同して吉野川レベル3 氾濫警報を発表する。
- ③ 池田（無堤）・池田（有堤）・岩津のいずれかの基準地点の水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達したときに、徳島地方気象台と徳島河川国道事務所が共同して吉野川レベル4 氾濫危険警報を発表する。
- ④ 洪水予報区間内で氾濫が発生した時、あるいは氾濫による著しい危険が切迫しているときに、徳島地方気象台と徳島河川国道事務所が共同して吉野川レベル5 氾濫発生情報を発表する。
- ⑤ ①～④のほか、予報区域内における降雨、水位等の状況から洪水予報を行う必要を認めたときは、いずれかの一方の申し出により、担当官署両者は協議して吉野川レベル2 氾濫注意報、吉野川レベル3 氾濫警報、吉野川レベル4 氾濫危険警報、吉野川レベル5 氾濫発生情報のいずれかを発表する。

河川名	観測所名		水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	氾濫 発生水位	計画高水位
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5	—
吉野川	池田 （無堤）	いけだ （むてい）	4.10m	6.70m	7.40m	8.00m	8.33m	11.872m
	池田 （有堤）	いけだ （ゆうてい）	4.10m	6.70m	8.00m	9.70m	11.74m	11.872m
	岩津	いわづ	3.30m	5.30m	6.80m	7.50m	10.56m	12.937m

3 那賀川洪水予報発表の基準・運用

- ① 古庄（上流）・古庄（下流）のいずれかの基準点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、徳島地方気象台と那賀川河川事務所が共同して那賀川レベル 2 氾濫注意報を発表する。
- ② 古庄（上流）・古庄（下流）のいずれかの基準点の水位が、水位予測に基づき氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、徳島地方気象台と那賀川河川事務所が共同して那賀川レベル 3 氾濫警報を発表する。
- ③ 古庄（上流）・古庄（下流）のいずれかの基準点の水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達したときに、徳島地方気象台と那賀川河川事務所が共同して那賀川レベル 4 氾濫危険情報を発表する。
- ④ 洪水予報区間内で氾濫が発生した時、あるいは氾濫による著しい危険が切迫しているときに、徳島地方気象台と那賀川河川事務所が共同して那賀川レベル 5 氾濫発生情報を発表する。
- ⑤ ①～④のほか、予報区域内における降雨、水位等の状況から洪水予報を行う必要を認めたときは、いずれかの一方の申し出により、担当官署両者は協議して那賀川レベル 2 氾濫注意報、那賀川レベル 3 氾濫警報、那賀川レベル 4 氾濫危険警報、那賀川レベル 5 氾濫発生情報のいずれかを発表する。

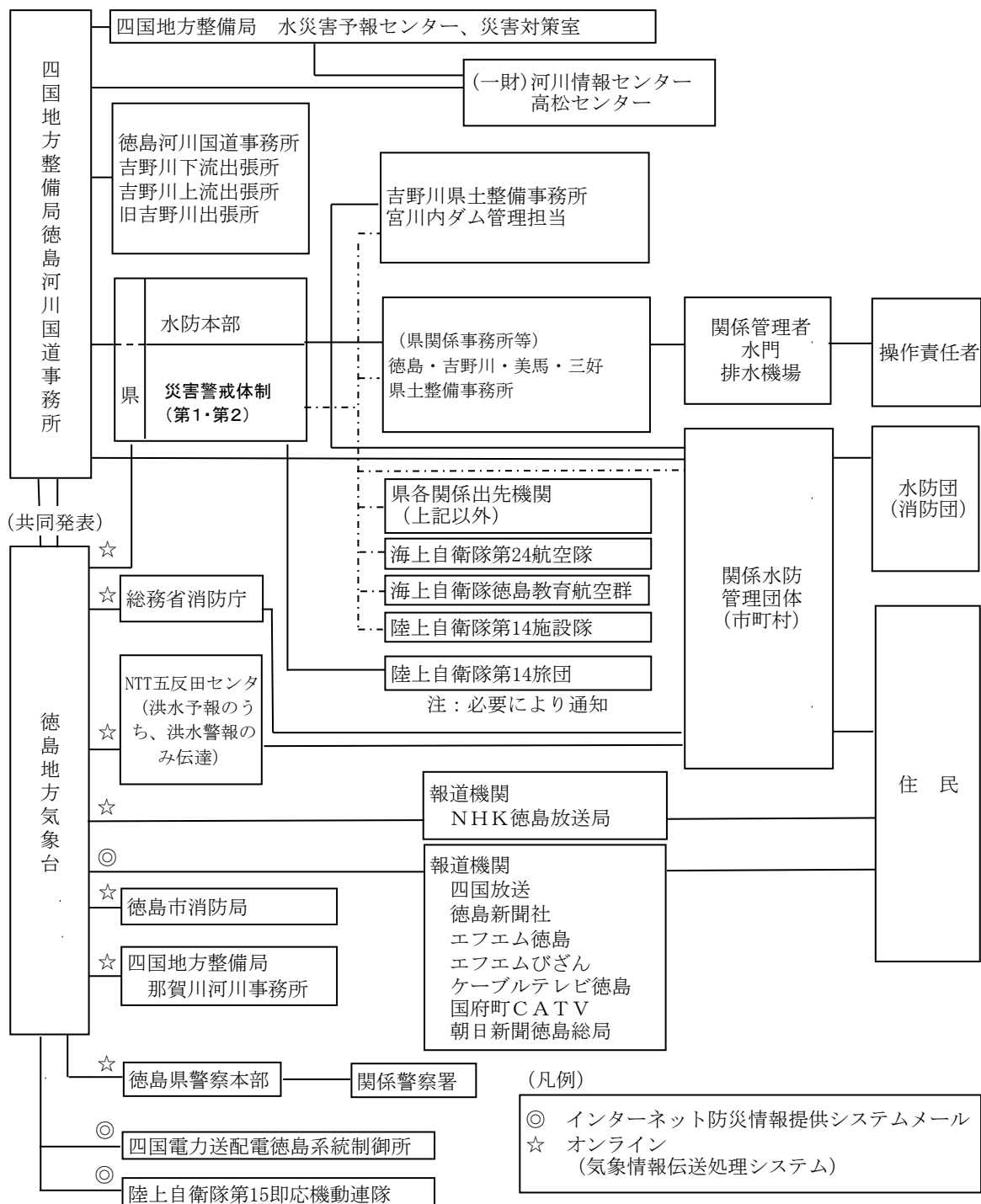
河川名	観測所名		水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	氾濫 発生水位	計画高水位
			レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5	—
那賀川	古庄 （上流）	ふるしょう （じょうりゅう）	3.50m	5.00m	5.80m	6.60m	7.40m	8.823m
	古庄 （下流）	ふるしょう （かりゅう）	3.50m	5.00m	7.90m	8.80m	9.88m	8.823m

4 発表様式

付表－8（１）又は（２）の用紙による。

5 連絡系統

(1) 吉野川



(連絡先)

徳島河川国道事務所流域治水課

(通常時) TEL 088-654-9611 FAX 088-654-9613

(災害体制時) TEL 088-654-2211 FAX 088-654-5512

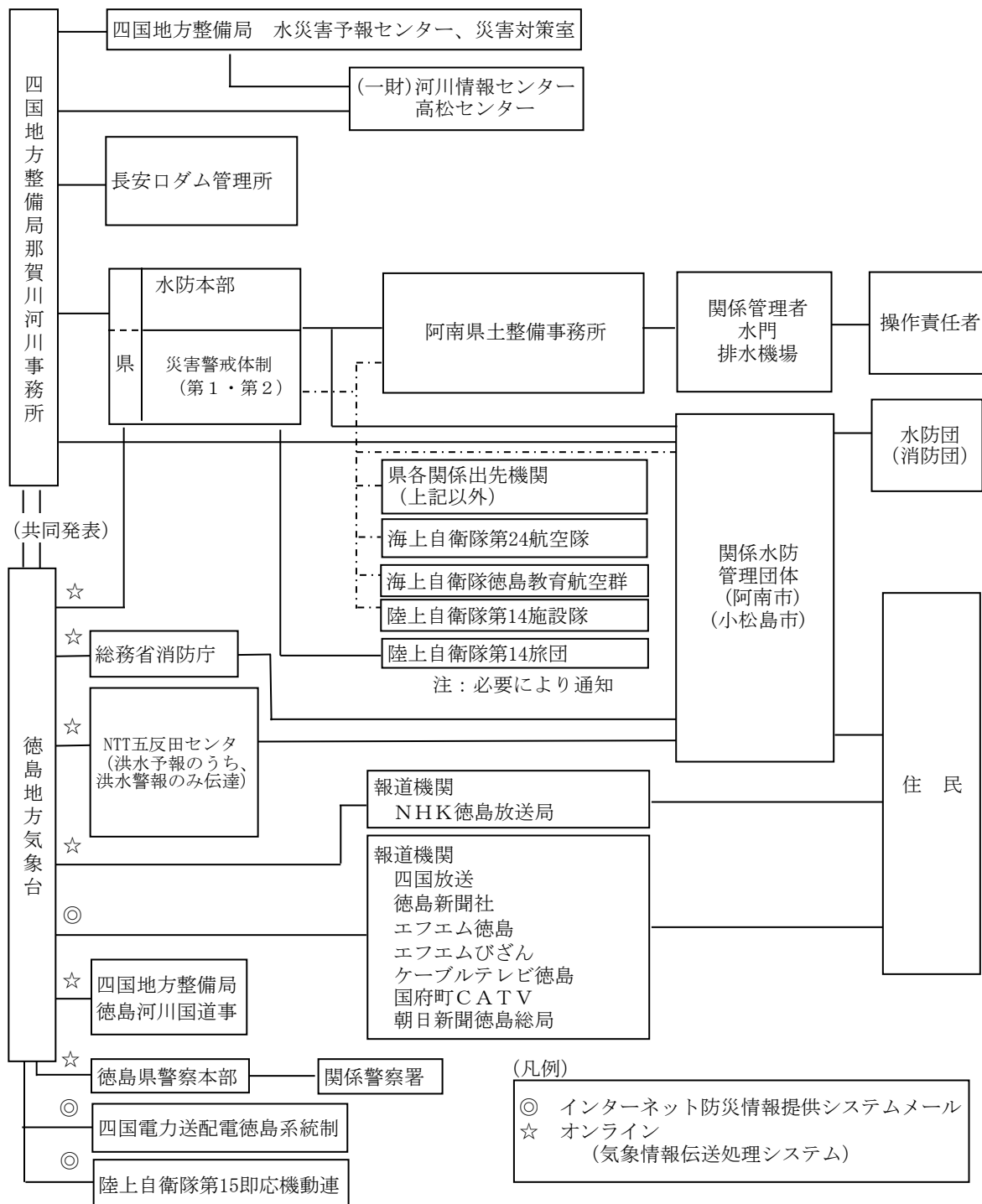
マイロ 721-560

(休祭日等) TEL 088-654-2211 FAX 088-654-5512

徳島地方気象台

TEL 088-622-0676 FAX 088-652-9407

(2) 那賀川



(連絡先)

那賀川河川事務所調査課
 (通常時) TEL 0884-22-6562 FAX 0884-22-7062
 (災害体制時) TEL 0884-22-6461 FAX 0884-22-6919
 マイクロ (TEL) 723-560～561 (FAX) 723-299
 (休祭日等) TEL 090-4509-0143

徳島地方気象台
TEL 088-622-0676 FAX 088-652-9407

第3節 洪水予報河川における洪水予報（徳島県知事と気象庁長官の共同）

1 実施区域、基準地点及び担当官署

河川名	区 域	水位又は流量の予報に関する基準地点	担当官署名
勝浦川	左岸 徳島県勝浦郡勝浦町三溪から 河口まで 右岸 同上	横 瀬 江 田	徳島県河川政策課 徳島地方气象台

2 発表の基準

河川名	基準水位観測所	洪水予報発表の基準			
		レベル2 氾濫注意報	レベル3 氾濫警報	レベル4 氾濫危険警報	レベル5 氾濫発生情報
勝浦川	横 瀬	氾濫注意水位（警戒水位） 3.0 mに到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき	避難判断水位 3.6 mに到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、又は、 氾濫危険水位 4.2 mに到達することが見込まれるとき	氾濫危険水位 4.2 mに到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき	洪水予報区間内で氾濫が発生又は氾濫発生水位 4.5 mに到達したとき ※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表
	江 田	〃 3.40 m 〃	〃 4.1 m 〃 4.7 m 〃	〃 4.7 m 〃	〃 7.0 m 〃

※解除の基準

○レベル2 氾濫注意報（レベル3 氾濫警報解除）

レベル4 氾濫危険警報又はレベル3 氾濫警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）。

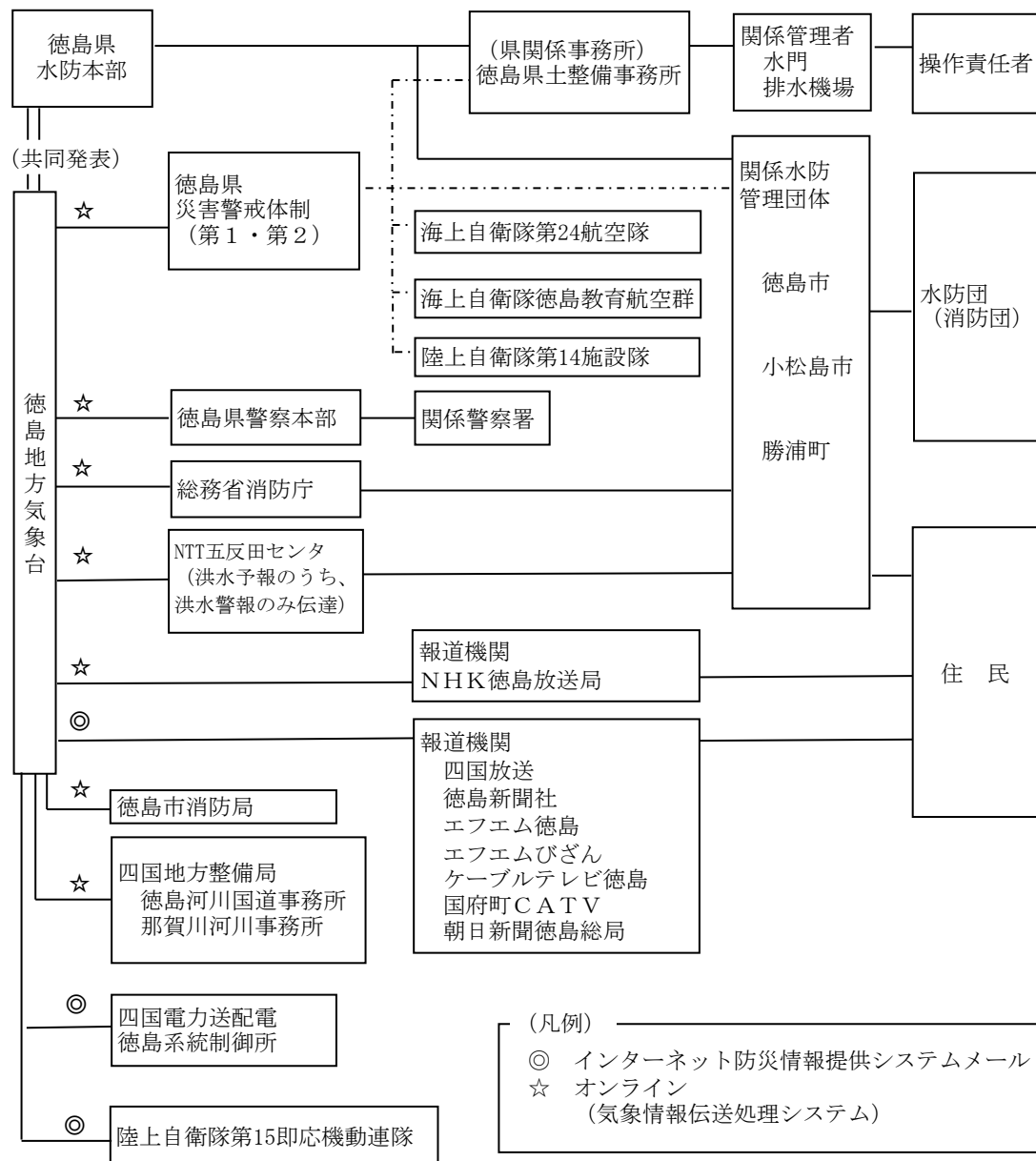
○レベル2 氾濫注意報解除

レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険警報、レベル3 氾濫警報又はレベル2 氾濫注意報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。

3 発表様式

付表－8（3）の用紙による。

4 連絡系統



(連絡先)

徳島県水防本部 (河川政策課)
TEL 088-621-2661 FAX 088-621-2870

徳島地方气象台
TEL 088-622-0676 FAX 088-652-9407

第4節 水位周知河川における水位到達情報(国土交通大臣)

1 実施区域及び担当官署

河 川 名		実 施 区 域	担当官署名
旧吉野川	上 流	吉野川からの分派点から今切川との分派点まで	徳島河川国道事務所
	下 流	今切川との分派点から河口まで	
今 切 川		旧吉野川からの分派点から河口まで	那賀川河川事務所
派川那賀川		幹川分派点から河口まで	
桑 野 川		左岸 徳島県阿南市長生町諏訪の端 2 8 番の 2 地先から派川那賀川合流点まで 右岸 徳島県阿南市長生町権現池 5 番の 1 地先から派川那賀川合流点まで	

2 水位の種類及び対象水防管理団体

河川名		基 準 水 位 観測所	地先名	水防団 待 機 水 位 (m)	氾 濫 注 意 水 位 (m)	避 難 判 断 水 位 (m)	氾 濫 危 険 水 位 (m)※	氾 濫 発 生 水 位 (m)	計 画 高水位 (m)	対象水防管理 団体名
				レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5	ー	
旧吉野川	上流	大寺橋	板野郡 板野町 川端	1.25	2.15	ー	2.85	3.84	4.827	鳴門市・北島町 ・藍住町・板野町 ・上板町
	下流	鍋 川	板野郡 松茂町 広島	ー	ー	ー	2.50	2.72	3.953	鳴門市・松茂町 ・北島町
今切川		今切川 河口堰 上 流	板野郡 北島町 鯛浜	ー	ー	ー	1.80	2.09	3.331	徳島市・北島町 ・松茂町
桑野川 派川那賀川		大原(無堤)	阿南市 長生町 諏訪の端	3.40	4.15	ー	4.70	5.16	6.275	阿南市
		大原(有堤)		3.40	4.15	5.30	6.10	7.77	6.275	

※ 水防法第 1 3 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位

3 水位到達情報の発表基準

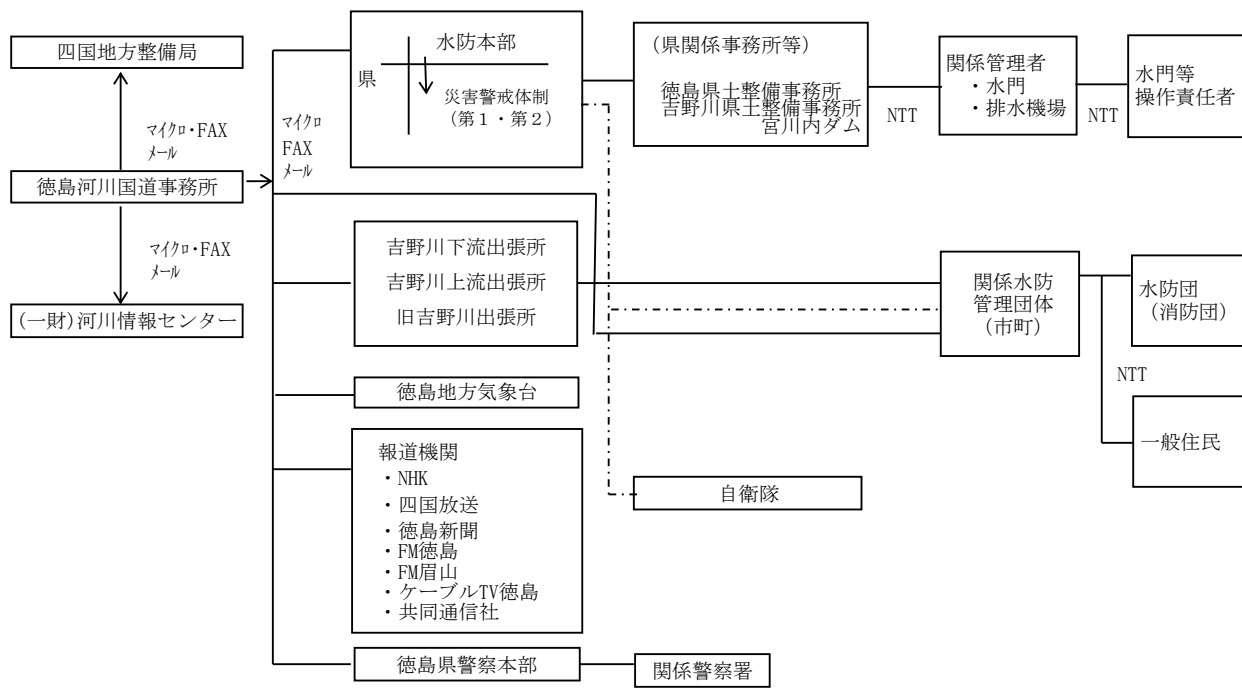
対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般住民に周知させるものとする。

4 発表様式

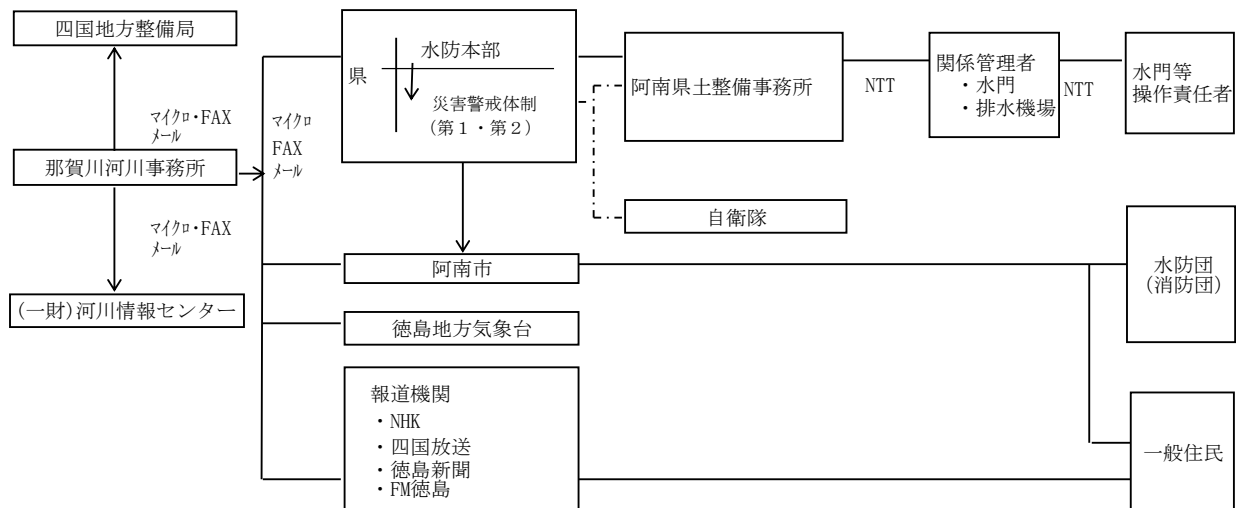
付表－８（４）又は（５）による。

5 連絡系統

（１）旧吉野川・今切川水位到達情報



（２）桑野川・派川那賀川水位到達情報



第5節 水防警報(国土交通大臣)

1 洪水時の水防警報の種類及び内容

種 類	内 容
待 機	状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの
情 報 (適 宜)	水位の上昇下降、最高水位、水位見込み等水防活動上必要な情報の通知 (「出動」を発表してから「解除」するまでの間、適宜通知する。)

2 実施区域及び担当官署

河川名	実 施 区 域		担当官署名
吉 野 川	左岸 徳島県三好市池田町から 河口まで 右岸 徳島県三好市池田町から 河口まで (77.69km)	池田から岩津まで	徳島河川国道事務所
		岩津から中央橋まで	
		中央橋から第十まで	
		第十から河口まで	
旧吉野川	吉野川からの分派点から河口まで (24.80km)	(今切川は旧吉野川 と同時に水防警報を 行う。)	
今 切 川 ※旧吉野川と同 時に実施	旧吉野川からの分派点から河口ま で(11.65km)		
那 賀 川	左岸 徳島県阿南市十八女町から 河口まで 右岸 徳島県阿南市加茂町から 河口まで (18.04km)	阿南市十八女町から 河口まで	那賀川河川事務所
派川那賀川 ※桑野川と 同時に実施	幹川分派点から河口まで(3.63km)	長生橋から河口まで (派川那賀川は桑野 川と同時に水防警報 を行う。)	
桑 野 川	左岸 徳島県阿南市長生町諏訪の 端 2 8 番の 2 地先から派川 那賀川合流点まで 右岸 徳島県阿南市長生町権現池 5 番の 1 地先から派川那賀 川合流点まで(7.00km)		

3 水位の種類及び対象水防管理団体

河川名	基準水位観測所	地先名	位置(km)	水防団待機水位(m)	氾注水・濫意水位(m)	避難判断水位(m)	氾危水・濫陰水位(m)※	氾濫発生水位(m)	計画高水位(m)	対象水防管理団体名	備考
				レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5	—		
吉野川	池田(無堤)	三好市井川町西井川	河川距離標74.8	4.10	6.70	7.40	8.00	8.33	11.872	三好市東みよし町つるぎ町美馬市	美馬三好県土整備事務所
	池田(有堤)			4.10	6.70	8.00	9.70	11.74	11.872		
	岩津	阿波市阿波町岩津	40.2	3.30	5.30	6.80	7.50	10.56	12.937	吉野川市阿波市藍住町北島町鳴門市	吉野川県土整備事務所
	中央橋	阿波市吉野町柿原	25.3	3.40	4.90	—	—	—	8.795	吉野川市阿波市	吉野川県土整備事務所
	第十	板野郡上板町第十新田	15.6	3.70	5.30	—	—	—	9.064	上板町石井町藍住町徳島市	徳島吉野川県土整備事務所
旧吉野川	大寺橋	板野郡板野町川端	18.6	1.25	2.15	—	2.85	3.84	4.827	上板町藍住町北島町松茂町板野町鳴門市徳島市	徳島(鳴門支所含む)吉野川県土整備事務所
那賀川	古庄(上流)	阿南市羽ノ浦町古庄	7.0	3.50	5.00	5.80	6.60	7.40	8.823	阿南市	阿南県土整備事務所
	古庄(下流)			3.50	5.00	7.90	8.80	9.88	8.823		
桑野川・派川那賀川	大原(無堤)	阿南市長生町諏訪の端	9.1	3.40	4.15	—	4.70	5.16	6.275	阿南市	阿南県土整備事務所
	大原(有堤)			3.40	4.15	5.30	6.10	7.77	6.275		

※ 水位周知河川においては水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位

4 発表基準（洪水）

河 川 名	基 準 水 位 観 測 所	発 表 基 準				
		第 1 段階 待 機	第 2 段階 準 備	第 3 段階 出 動	第 4 段階 警 戒	第 5 段階 解 除
吉 野 川	池 田 (無堤) 池 田 (有堤)	氾濫注意水位 以上に到達す ると予想され るとき	水位が水防団 待機水位 4.10 m に到達しな お上昇の恐れ があるとき	水位が氾濫注 意水位 6.70m に到達しな お上昇の恐れ があるとき	水位が氾濫注 意水位 6.70m を超え、災害 のおこる恐れ があるとき	水防作業を必 要としなくな ったとき
	岩 津	〃	〃 3.3m 〃	〃 5.3m 〃	〃 5.3m 〃	〃
	中央橋	〃	〃 3.4m 〃	〃 4.9m 〃	〃 4.9m 〃	〃
	第 十	〃	〃 3.7m 〃	〃 5.3m 〃	〃 5.3m 〃	〃
旧 吉 野 川 (今 切 川)	大寺橋	〃	〃 1.25m 〃	〃 2.15m 〃	〃 2.15m 〃	〃
那 賀 川	古 庄	〃	〃 3.5m 〃	〃 5.0m 〃	〃 5.0m 〃	〃
桑 野 川 (派川那賀川)	大 原	〃	〃 3.4m 〃	〃 4.15m 〃	〃 4.15m 〃	〃
上記以外に、出動してから解除するまでの間、水防情報を適宜通知する。						

5 水防警報（津波）の種類、内容及び発表基準

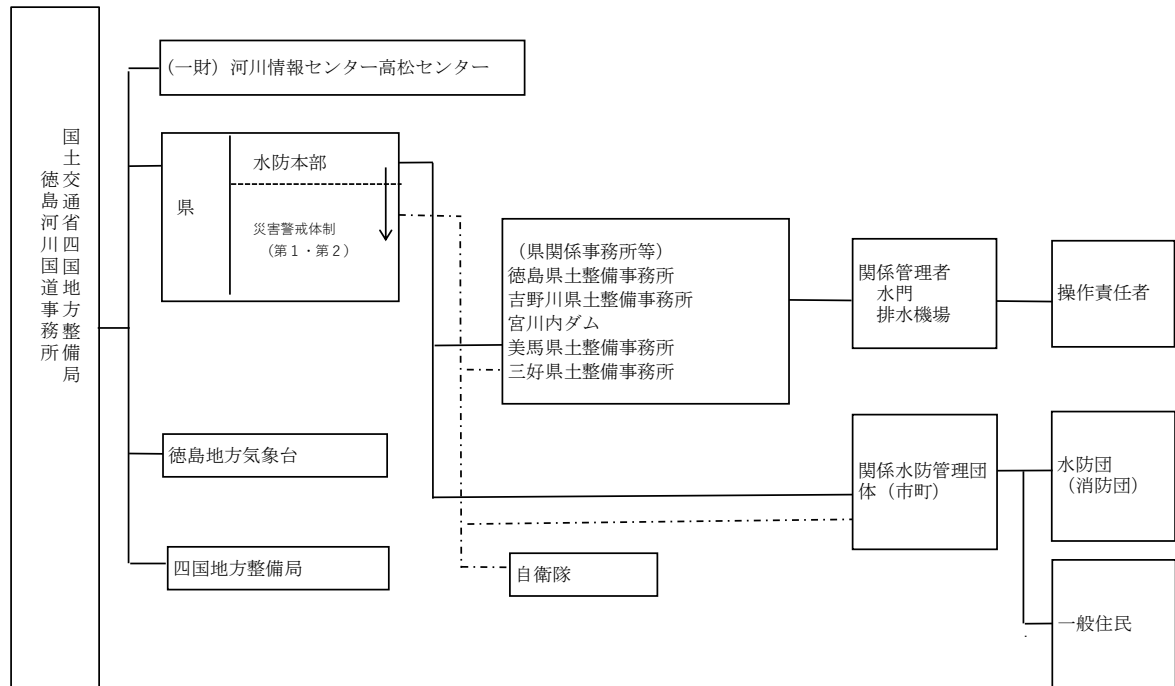
種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表され、かつ必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したときに、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
・津波到達までに水防警報を発表できない場合（県からの伝達が間に合わない場合も含む）の措置 担当官署からの津波に関する水防警報が水防管理者に通知されるまでの間において、気象庁の津波警報が発表されている場合は、水防管理者は水防団員の安全を確保する措置をとるものとする。		

6 発表様式

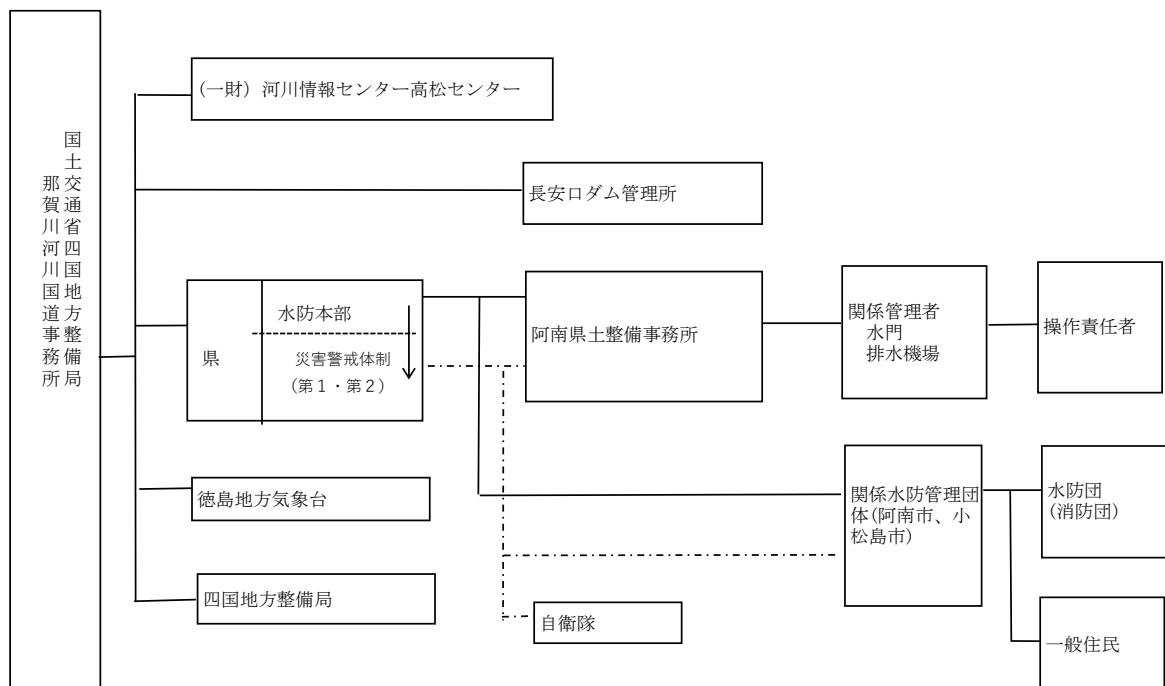
付表－８（８）、（９）、（１０）又は（１１）の用紙による。

7 連絡警報

(1) 吉野川水防警報



(2) 那賀川水防情報



第 6 節 水防警報及び水位周知河川・水位周知海岸における 水位到達情報等（徳島県知事）

水防法第 16 条第 1 項の規定により知事が指定した河川（水防警報河川）及び同法第 13 条第 2 項の規定により知事が指定した河川（水位周知河川）並びに同法 13 条の 3 により知事が指定した海岸（水位周知海岸）について、次の計画に基づき水防警報並びに水位到達情報の通知及び周知を実施する。

1 実施区域及び担当官署（水防警報河川、水位周知河川）

河 川 名	実 施 区 域	担当官署
宮川内谷川	板野郡上板町引野字釈迦池（宮川内谷橋）から 旧吉野川合流点まで	徳島・吉野川 県土整備 事務所
飯 尾 川	吉野川市鴨島町敷地（鳥正橋）から鮎喰川合流点まで	徳島・吉野川 県土整備 事務所
新 池 川	鳴門市撫養町木津（中山谷川合流点）から 撫養川合流点まで	徳島県土 整備事務所 （鳴門支所）
川 田 川	吉野川市山川町久宗（高越大橋）から 吉野川合流点まで	吉野川県土 整備事務所
江 川	吉野川市鴨島町喜来甲（清美橋）から 吉野川合流点まで	
ほ た る 川	吉野川市山川町前川（新湯立橋）から 吉野川合流点まで	
鮎 喰 川	徳島市一宮町西丁地先から 吉野川合流点まで	徳島県土 整備事務所
園 瀬 川	徳島市上八万町西地（西地橋）から 新町川合流点まで	
勝 浦 川 ※水防警報 のみ実施	勝浦郡勝浦町三溪（横瀬橋）から 河口まで	
桑 野 川	阿南市新野町安行（安行橋）から 国管理区間境界まで	阿南県土 整備事務所
福 井 川	阿南市福井町実用（羽広橋）から 河口まで	
那 賀 川 （県管理区間）	那賀郡那賀町百合字石橋（細渕橋）から 市町境まで	阿南県土 整備事務所 （那賀支所）
日 和 佐 川	海部郡美波町西河内字庄瀬（庄瀬堰）から 河口まで	美波県土 整備事務所
海 部 川	海部郡海陽町吉野字十王堂（吉野橋）から 河口まで	
貞 光 川	美馬郡つるぎ町貞光字別所（木綿麻橋）から 吉野川合流点まで	美馬県土 整備事務所
宍 喰 川	海部郡海陽町尾崎（坂瀬川合流点）から 河口まで	美波県土 整備事務所

実施区域及び担当官署（水位周知海岸）

海岸名	実施区域	担当官署
讃岐阿波沿岸	沿岸方向：鳴門市 香川県境 から （徳島県鳴門市北灘町碁浦地先） 鳴門市 孫崎 まで （徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池地先）	徳島県土整備事務所 （徳島・鳴門支所）
紀伊水道西沿岸	沿岸方向：鳴門市 孫崎 から （徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池地先） 松茂町・徳島市境界 まで	徳島県土整備事務所 （徳島・鳴門支所）
	沿岸方向：松茂町・徳島市境界 から 小松島市・阿南市境界 まで	徳島県土整備事務所
	沿岸方向：小松島市・阿南市境界 から 阿南市 蒲生田岬 まで （徳島県阿南市椿町蒲生田地先）	阿南県土整備事務所
海部灘沿岸	沿岸方向：阿南市 蒲生田岬 から （徳島県阿南市椿町蒲生田地先） 阿南市・美波町境界 まで	阿南県土整備事務所
	沿岸方向：阿南市・美波町境界 から 海陽町 高知県境 まで （徳島県海部郡海陽町穴喰浦字金目地先）	美波県土整備事務所

2 水位の種類及び対象水防管理団体

河川名	基準水位観測所	地先名	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	氾濫発生水位(m)	対象水防管理団体名
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5	
宮川内谷川	七条	板野郡上板町七條	1.5	2.5	2.5	3.5	4.5	阿波市 上板町 板野町 藍住町
飯尾川	春日	徳島市春日町字宝野	2.4	3.1	3.1	3.4	3.7	徳島市
	加茂野	名西郡石井町高川原字加茂野	1.5	2.0	2.1	2.3	2.5	徳島市 石井町
	上浦	名西郡石井町高原字関	1.5	2.0	2.3	2.6	2.9	徳島市 吉野川市 石井町
新池川	吉永	鳴門市大津町吉永	1.0	1.3	1.3	1.5	1.9	鳴門市
川田川	川田	吉野川市山川町字村雲	1.8	2.6	3.1	3.7	4.3	吉野川市
江川	牛島	吉野川市鴨島町大字牛島	1.3	1.7	2.1	2.8	3.0	吉野川市 石井町
ほたる川	ほたる	吉野川市山川町堤外	1.3	1.7	1.7	2.2	2.5	吉野川市
鮎喰川	上鮎喰	徳島市鮎喰町2丁目	4.1	5.8	5.8	6.5	8.1	徳島市
園瀬川	法花	徳島市八万町式丈	2.5	3.2	4.4	4.8	5.5	徳島市
	山上	徳島市上八万町上中筋	1.3	2.0	2.0	3.3	4.7	徳島市
桑野川	内田橋	阿南市山口町前山田	2.8	3.7	4.0	4.7	5.3	阿南市
	新野	阿南市新野町秋山	1.3	2.0	2.0	3.1	3.5	
福井川	大西	阿南市福井町大西	2.1	2.7	2.7	3.3	4.0	阿南市
那賀川 (県管理区間)	和食 (下流)	那賀郡那賀町和食字町	T.P. 46.3	T.P. 47.8	T.P. 47.8	T.P. 49.3	T.P. 51.2	那賀町
日和佐川	月輪	海部郡美波町西河内	2.6	3.3	3.3	3.7	5.4	美波町
海部川	多良	海部郡海陽町多良	2.7	3.3	5.1	5.5	6.4	海陽町
貞光川	貞光	美馬郡つるぎ町字前田	2.2	3.0	3.0	3.8	4.5	つるぎ町
宍喰川	日比原	海部郡海陽町日比原	2.1	2.3	2.6	3.1	3.7	海陽町

※T.P.とは東京湾平均海面を基準とする高さ

水位の種類及び対象水防管理団体（海岸）

海岸名	基準水位 観測所 (港湾・漁港名等)	設備箇所	高潮特別警戒水位 (T.P.+m)	対象水防管理 団体名
			レベル5	
讃岐阿波沿岸	折野港	徳島県鳴門市北灘町折野	1.7	鳴門市
紀伊水道西沿岸	小松島 (徳島小松島港)	徳島県小松島市小松島町外開地先	1.7	徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 松茂町 北島町 藍住町
海部灘沿岸	阿波由岐 (由岐漁港)	徳島県海部郡美波町西由岐字西地先	1.7	阿南市 牟岐町 美波町 海陽町

3 水防警報

(1) 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動、その他危険を伴う水防活動にあたっては、水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防団員の安全確保を図るものとする。

(2) 洪水・高潮時の河川に関する水防警報の種類及び内容

種類	内 容
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動機関が長引くような場合に、出勤人数を減らしても差し支えないが、水防計画をやめることはできない旨を警告するもの。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの
水位情報 (適 宜)	水位の上昇下降、最高水位、水位見込み等水防活動上必要な情報の通知（「出動」を発表してから「解除」するまでの間、適宜通知する。）

(3) 洪水・高潮時の河川に関する水防警報の発表の基準

河川名	基準水位観測所	発表基準				
		第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 警戒	第5段階 解除
宮川内谷川	七条	氾濫注意水位以上に到達すると予想されるとき	水位が水防団待機水位 1.5m に到達しなお上昇の恐れがあるとき	水位が氾濫注意水位 2.5m に到達しなお上昇の恐れがあるとき	水位が氾濫注意水位 2.5m を超え、災害のおこる恐れがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき
飯尾川	春日加茂野上浦	〃	〃 2.4m 〃	〃 3.1m 〃	〃 3.1m 〃	〃
		〃	〃 1.5m 〃	〃 2.0m 〃	〃 2.0m 〃	〃
		〃	〃 1.5m 〃	〃 2.0m 〃	〃 2.0m 〃	〃
新池川	吉永	〃	〃 1.0m 〃	〃 1.3m 〃	〃 1.3m 〃	〃
川田川	川田	〃	〃 1.8m 〃	〃 2.6m 〃	〃 2.6m 〃	〃
江川	牛島	〃	〃 1.3m 〃	〃 1.7m 〃	〃 1.7m 〃	〃
ほたる川	ほたる	〃	〃 1.3m 〃	〃 1.7m 〃	〃 1.7m 〃	〃
鮎喰川	上鮎喰	〃	〃 4.1m 〃	〃 5.8m 〃	〃 5.8m 〃	〃
園瀬川	法花	〃	〃 2.5m 〃	〃 3.2m 〃	〃 3.2m 〃	〃
	山上	〃	〃 1.3m 〃	〃 2.0m 〃	〃 2.0m 〃	〃
勝浦川	江田	〃	〃 2.4m 〃	〃 3.4m 〃	〃 3.4m 〃	〃
	横瀬	〃	〃 2.0m 〃	〃 3.0m 〃	〃 3.0m 〃	〃
桑野川	内田橋	〃	〃 2.8m 〃	〃 3.7m 〃	〃 3.7m 〃	〃
	新野	〃	〃 1.3m 〃	〃 2.0m 〃	〃 2.0m 〃	〃
福井川	大西	〃	〃 2.1m 〃	〃 2.7m 〃	〃 2.7m 〃	〃
那賀川 (県管理区間)	和食 (下流)	〃	〃 T.P.46.3m 〃	〃 T.P.47.8m 〃	〃 T.P.47.8m 〃	〃
日和佐川	月輪		〃 2.6m 〃	〃 3.3m 〃	〃 3.3m 〃	〃
海部川	多良	〃	〃 2.7m 〃	〃 3.3m 〃	〃 3.3m 〃	〃
貞光川	貞光	〃	〃 2.2m 〃	〃 3.0m 〃	〃 3.0m 〃	〃
宍喰川	日比原	〃	〃 2.1m 〃	〃 2.3m 〃	〃 2.3m 〃	〃

※T.P.とは東京湾平均海面を基準とする高さ

(4) 津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表され、かつ必要と認めるとき
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が解除されたとき、または津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したときに、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき 1) 津波警報等が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

※気象庁から発表される津波警報等が現地で活動中の水防団員に必ず届くことを確認しておくこと。

※水防活動が必要となるのが、気象庁からどのような警報等が発表されたときとなるのか、あらかじめ整理しておくこと。

※避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認することが望ましい。

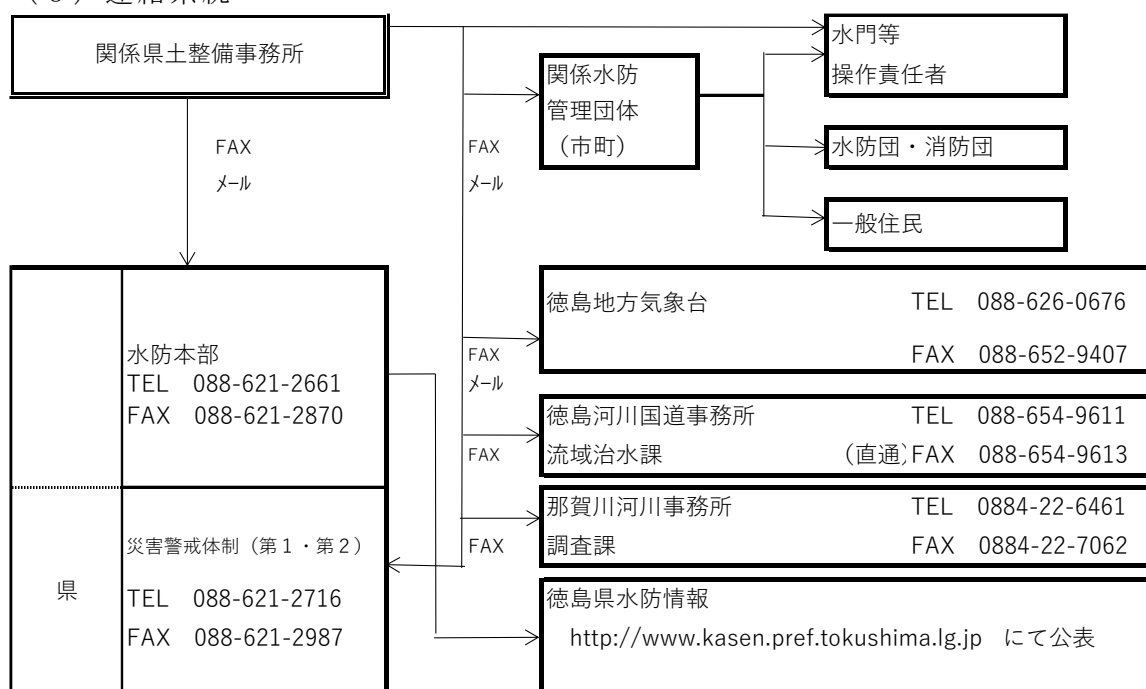
※次の内容について、事前に定めておくこと。

- ・安全時間も考慮した水防団自身の退避に必要な時間と退避開始時刻（津波到達予想時刻の〇〇分前など）
- ・水防団員の安否確認方法（連絡体制）
- ・水防活動内容の精査・重点化
- ・水防団員の避難手段や退避経路の確認

(5) 発表様式

付表－８（１２）又は（１３）の用紙による。

(6) 連絡系統



4 氾濫警戒情報、氾濫危険情報及び高潮氾濫発生情報

(1) 実施の基準

(i) 氾濫警戒情報（水位周知河川）

対象水位観測所の水位が、避難判断水位を超えたとき及び下回ったとき、その旨を関係市町に通知するとともに、必要に応じ一般住民に周知する。

(ii) 氾濫危険情報及び高潮氾濫発生情報（水位周知河川、水位周知海岸）

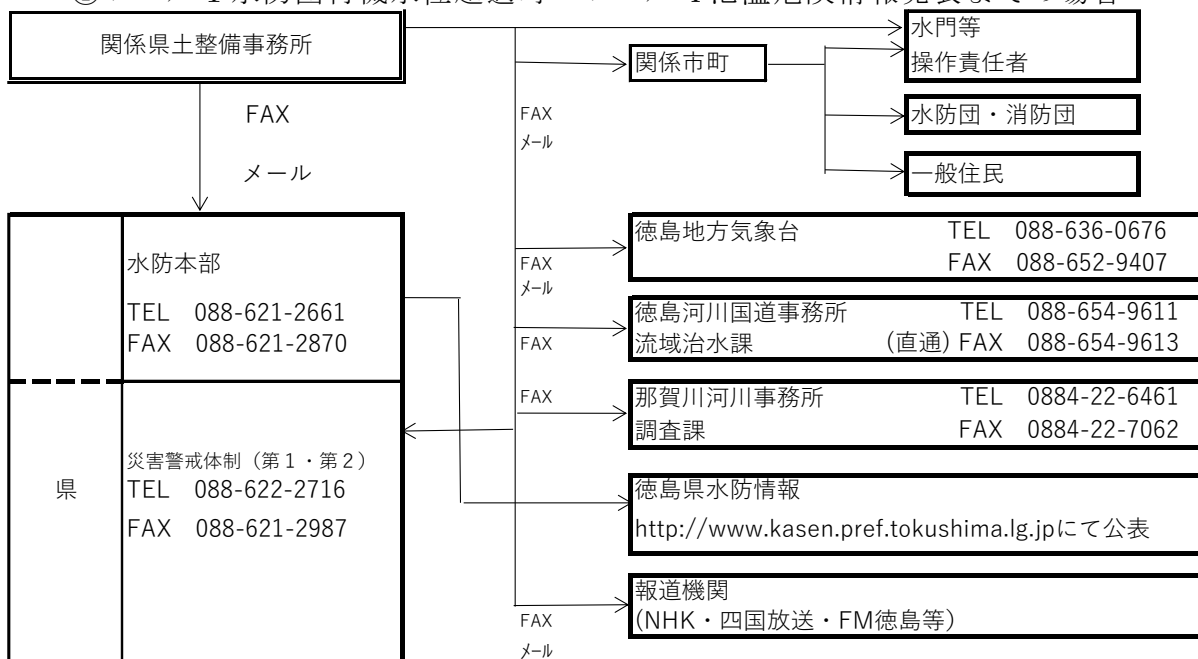
対象水位観測所の水位が、氾濫危険水位、高潮特別警戒水位を超えたとき及び下回ったとき、その旨を関係市町に通知するとともに、必要に応じ一般住民に周知する。

(2) 発表様式

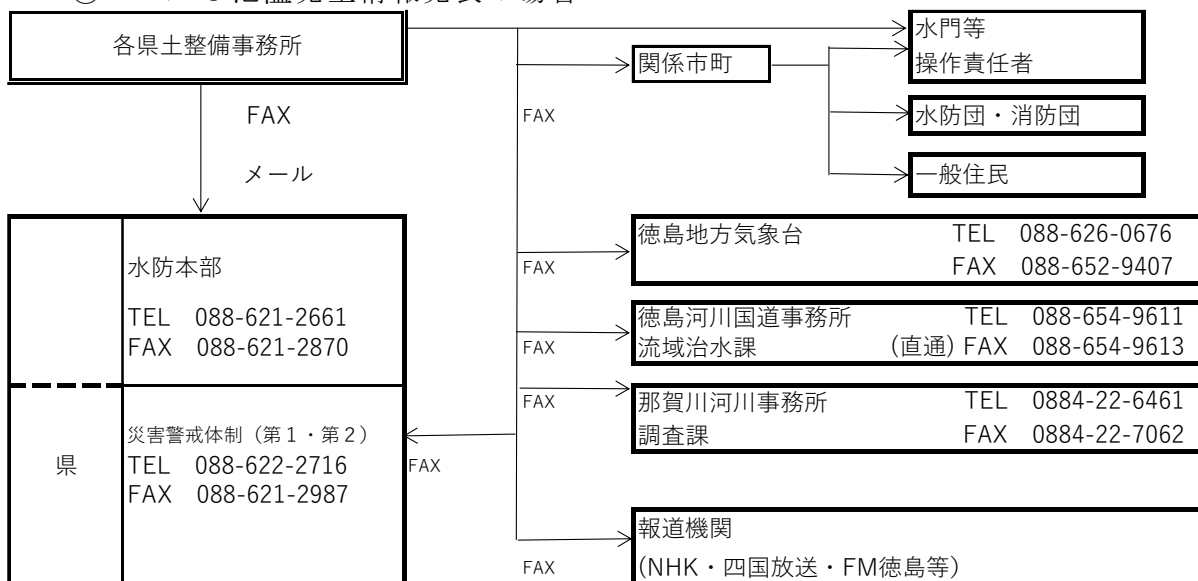
付表－８（６）、付表－８（７）の用紙による。

(3) 連絡系統（水防警報河川、水位周知河川）

① レベル 1 水防団待機水位超過時～レベル 4 氾濫危険情報発表までの場合

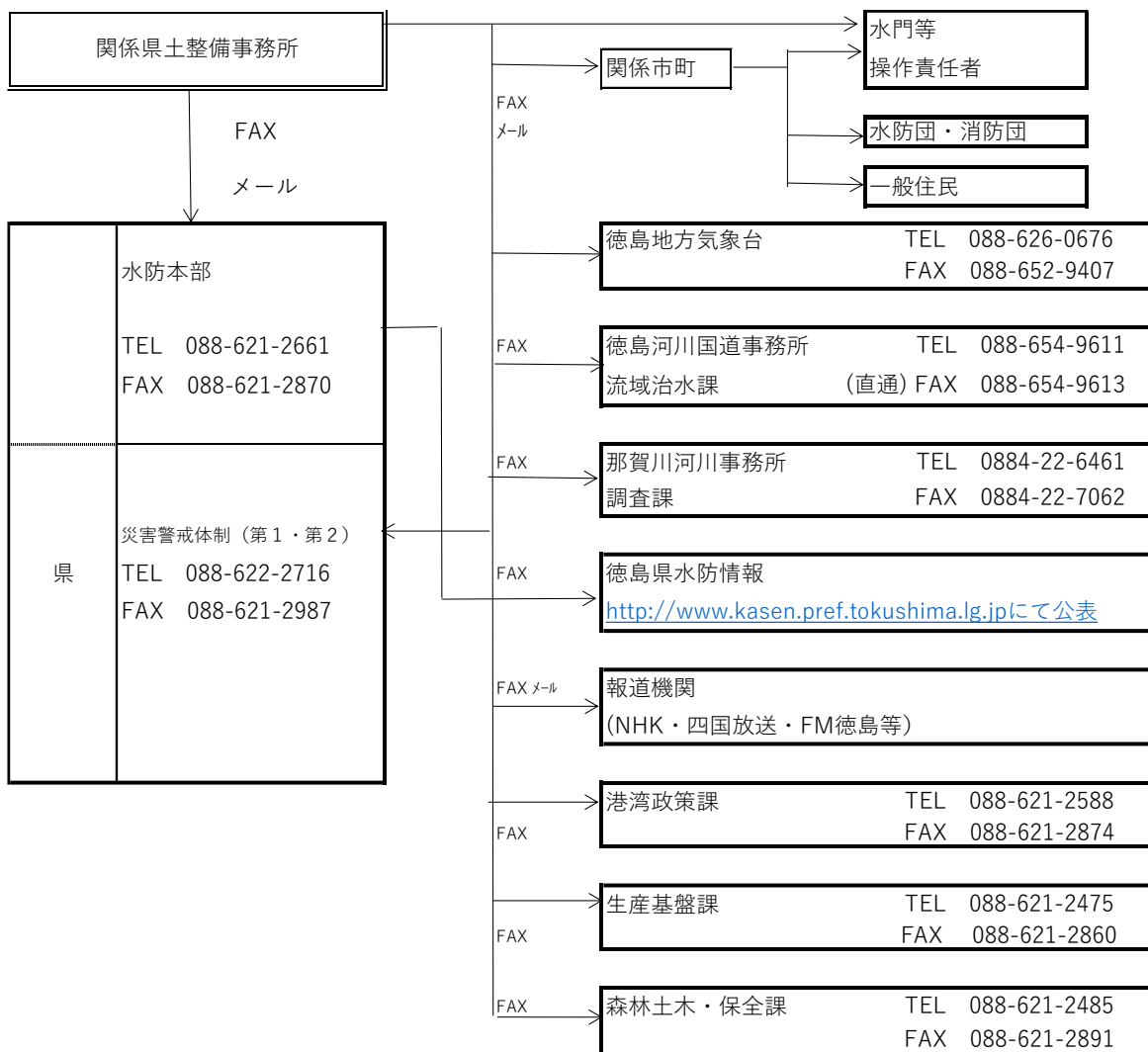


② レベル 5 氾濫発生情報発表の場合



※氾濫発生情報については、当面、手動のFAX送信にて連絡を行う。システム改修によるFAX、メール同時発信が可能になり次第、メールによる連絡を開始予定

(4) 連絡系統 (水位周知海岸)



津波に関する水防警報に係る基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

津波は、地震の発生地点から沿岸までの距離によって‘近地津波’と‘遠地津波’に大別でき、それぞれ沿岸までの津波到達時間が異なる。このため水防警報の発令に関しては、当該地での津波到達時間を念頭に、水防従事者の安全に配慮した水防の内容や発令基準を定めるものとする。

1) 近地津波と遠地津波への対応

【近地津波】

‘近地津波’は震源から海岸までの距離の違いにより、到達時間が異なる。

この点に留意し、気象庁の津波警報等の種類や津波到達予想時刻に対応した、適切な津波の水防警報を発令することが望ましい。

‘近地津波’の場合は、短時間で津波が襲来するケースが多い。その間で水防活動を行うためには、気象庁が発表した津波警報等に即応し水防団が出勤するなど、活動時間を少しでも確保することが重要となる。

また、津波到達時間が短く水防活動を行う時間を確保できない地域では、水防警報の発令を行わない等、水防従事者の安全に配慮した水防警報の発令基準等を定めておく。

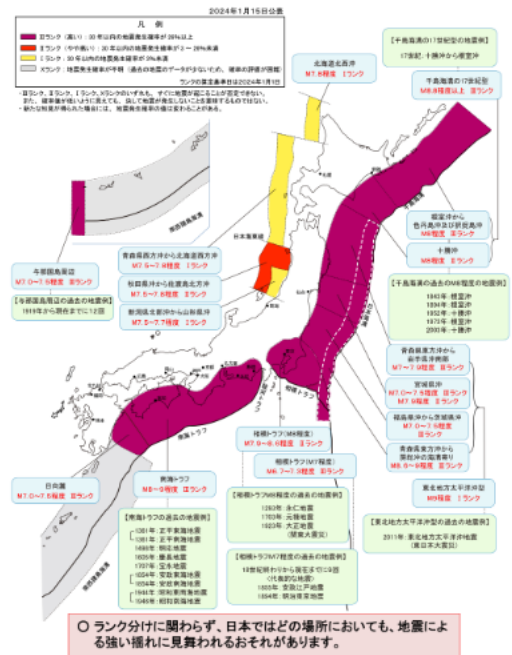
【遠地津波】

チリ沿岸の地震で発生するような‘遠地津波’の場合は、津波の到達まで時間が長く、水防活動のための時間が確保できる。

距離	震源	水防警報	情報収集	出勤	到達時間
近い	東南海地震		×	×	極めて短い
			×	○	少し短い
	東北地方太平洋沖		○	△	長い
遠い	チリ地震		○	△	十分長い

×発令しない △状況に応じて発令 ○発令

西日本からみた地震（津波）と水防警報の関係イメージ



出典「主な海溝型地震の評価結果」地震調査研究推進本部

近地津波の要因となりうる主な海溝型地震



地点の違いによる津波到達のイメージ

【日本近海の地震であっても当該地までの距離が長い場合】

東北地方太平洋沖型であっても西日本地域にとっては、少し遠い地震であり津波到達までの時間があり水防活動のための時間がある程度確保できる。

水防活動にあたっては、以下の項目等に留意する。

1. 水防活動（巡視、連絡、応急措置等）
⇒ 対象の重点化
2. 水防団の活動（依頼された水門・陸
閘等の操作）
⇒ 対象の重点化
3. 活動時間
⇒ 「活動可能時間」の有無
4. 情報伝達
⇒ 津波等情報の伝達、連絡体制の確
保
5. 避難体制
⇒ 安全な場所までの避難経路、
退避必要時間等の確認

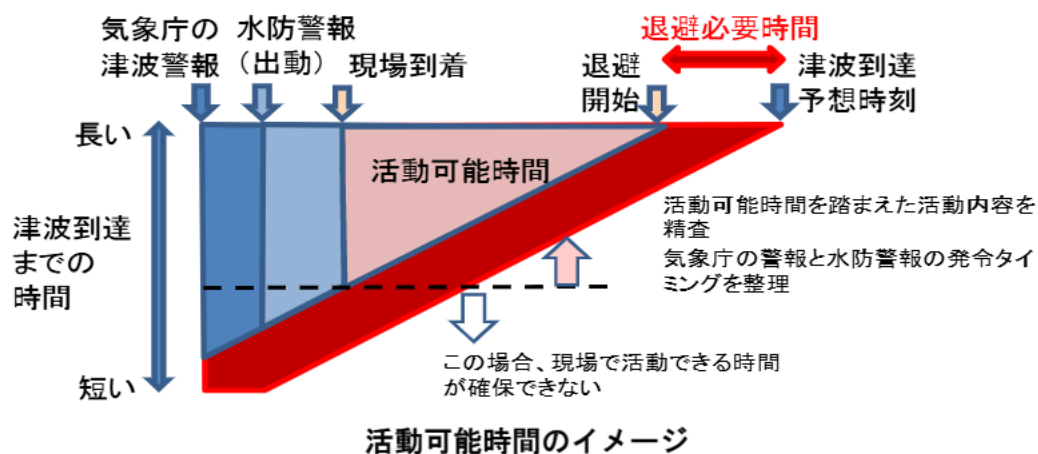


出典：内閣府中央防災会議災害時の避難に関する専門調査会津波防災に関するワーキンググループ資料
遠地津波の要因となる主な地震

2) 「活動可能時間」の考え方について

「活動可能時間」とは、例えば「現場到着時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から安全時間を考慮した「退避必要時間」を差し引いた実働可能時間とする。なお、地震後の安否確認や各自の準備時間等にも配慮する。

「活動可能時間」内で、計画的かつ効率的な水防活動を行うためには、防災訓練（避難経路、退避必要時間及び情報の入手等の実地訓練）、危険箇所等の巡視、水防資機材の備蓄確認などの平常時からの備えが必要である。



第7節 水防信号

1 法第20条第1項に基づく水防信号（昭和25年県規則第2号）

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせる。

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせる。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる。

区分	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 ○―― 休止 ○―― 休止 ○――
第2信号	○○○ ○○○ ○○○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ―― 休止 ○―― 休止 ○――
第3信号	○○○○ ○○○○ ○○○○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○―― 休止 ○―― 休止 ○――
第4信号	乱打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○―― 休止 ○――

（備考）

- ① 信号は適宜の時間継続すること。
- ② 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することができる。
- ③ 危険が去った時は口頭伝達又は町内放送施設を利用し、周知させるものとする。

2 地震による堤防の漏水，沈下等の場合，津波の場合は，上記に準じて水防信号を発する。

第5章 水防活動

第1節 観測及び通報

1 雨量の観測通報

(1) 雨量の観測

各県土整備事務所長は、気象状況により相当の降雨があると認めたときは、その所管する雨量観測所について監視を強化させるとともに、徳島県水防情報伝達システムの雨量・水位テレメータ施設（以下「水防情報施設」という。）等により次のとおり雨量観測を実施する。

ア 次に定めるとき以降は、10分毎の雨量

（ア）時間雨量が20ミリメートル以上のとき。

（イ）雨が降り始めてからの雨量が70ミリメートルに達したとき。

イ 雨がやんだときは、その時刻及び雨量

(2) 雨量の通報

（1）の情報については、各県土整備事務所長は関係市町村に、河川政策課は徳島地方気象台、徳島河川国道事務所、那賀川河川事務所及び報道機関等に、必要に応じ連絡するものとする。

(3) 雨量観測所

付表－1 参照

(4) 連絡系統

「3 観測通報の連絡系統」参照

2 水位の観測通報

(1) 水位の観測

各県土整備事務所長（量水標管理者）は、洪水のおそれがあると認めたときは、その所管する水位観測所について監視を強化させるとともに、水防情報施設等により次のとおり水位観測を実施する。

ア 水防団待機水位に達したときから、減水後同水位に復するまでの10分毎の水位

イ 水防団待機水位に達した時刻及び減水後同水位に復した時刻

ウ 氾濫注意水位に達した時刻及び減水後同水位に復した時刻

エ 最高水位に達し減水に向かうときは、その水位と時刻

(2) 水位の通報

（1）の情報については、各県土整備事務所長は関係市町村に、河川政策課は徳島地方気象台、徳島河川国道事務所、那賀川河川事務所及び報道機関等に、必要に応じ通報するものとする。

なお、法第12条第1項の規定による（水位観測所の水位が水防団待機水位を超える場合における、関係機関に対する水位状況の）通報は、基本的にインターネットを通じて行うものとするが、水防警報河川以外の河川において水防団待機水位若しくは氾濫注意水位を超えたとき又は超える見込みのときは、注意喚起のため電話又はファクシミリによりその旨を関係機関に通報するものとする。

(3) 水位の公表

国・県が設置している水位観測所における水位が氾濫注意水位を超えるときは、法第12条第2項の規定により、原則として氾濫注意水位を超えたときから再び氾濫注意水位を下回るまでの間、その水位状況を主にインターネットを通じて一般に対し公表するものとする。

(4) 関連ウェブサイトアドレス

徳島県水防情報 <https://www.kasen.pref.tokushima.lg.jp>

市町村向け「川の防災情報」 <https://city.river.go.jp/>

独立行政法人水資源機構吉野川上流総合管理所ダム管理情報提供サービス

<https://www.water.go.jp/mizu/ikeda/mizuinfo/>

国土交通省 川の防災情報 <https://www.river.go.jp/kwabou/ipTopGaikyo.do>

(5) 欠測等発生時の措置

量水標管理者は、自らの管理に係る水位観測所等において欠測等が生じ、水位の通報、或いは水位の公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因の究明及び早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知するものとする。また、欠測等が生じた水位観測所等を代替する水位観測所等がある場合は、併せて関係機関等に周知するものとする。

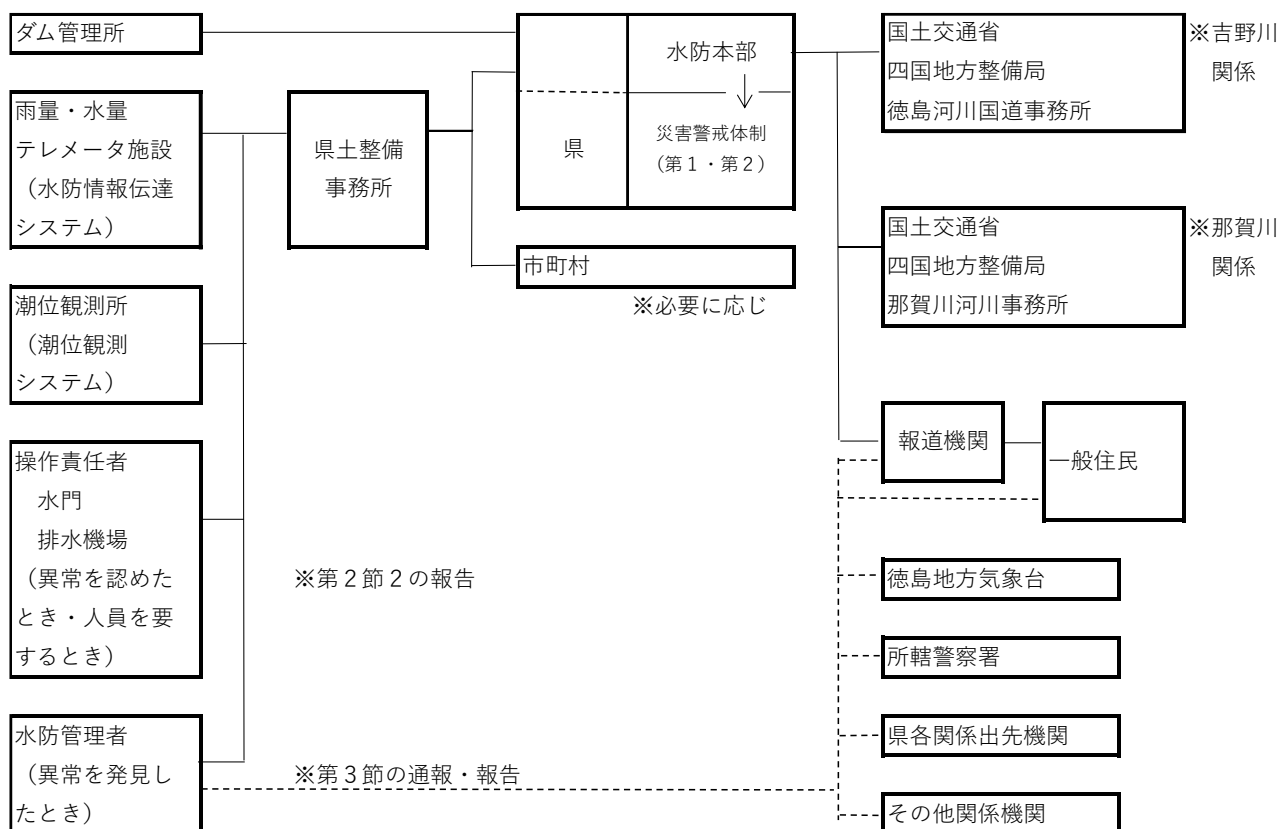
(6) 水位観測所及び設定水位

付表－２（１）及び（２）参照

(7) 連絡系統

「3 観測通報の連絡系統」参照

3 観測通報の連絡系統



(注) -----は地域防災計画に定める異常な現象発見時の通報系統である。ダム管理所から県へは、通報流量以上に達したときに連絡し、その後の流量報告は水防情報伝達システムにより行うものとする。

(注) 水位に関する連絡系統を除く。

4 ダム流量の通報

(1) 流量の通報

阿南県土整備事務所施設管理担当、企業局総合管理推進センターダム管理課、徳島県土整備事務所正木ダム管理担当及び吉野川県土整備事務所宮川内ダム管理担当は、流入量が通報流量に達したときは、必要に応じ次のとおり流域市町へ通報するものとする。

- ア 通報流量に達したとき、及び減水し同流量に復したときの時刻
- イ 警戒流量に達したとき、及び減水し同流量に復したときの時刻
- ウ 警戒流量を超えたときは、同流量に復するまでの毎時毎の流量
- エ 最高流量に達し、減水に向かうときはその流量と時刻

(2) 早明浦ダム及び池田ダムの状況

早明浦ダム、池田ダムの状況は、河川政策課が必要な都度、独立行政法人水資源機構吉野川上流総合管理所に問い合わせるものとする。

(3) 長安ロダムの状況

長安ロダムの状況は、河川政策課が必要な都度、那賀川河川事務所に問い合わせるものとする。

(4) 流量を通報すべきダム

付表－３参照

(5) 連絡系統

付表－９参照

5 潮位の観測通報

(1) 潮位の観測

徳島県土整備事務所長、鳴門支所長、阿南県土整備事務所長、美波県土整備事務所長は、異常高潮のおそれがあると予想されるときは、次のとおり潮位観測をしなければならない。

- ア 風向及び風速の概要
- イ 潮位
- ウ 波高（推定）及び波頭より防潮堤天端までの余裕

(2) 潮位の通報

観測の結果異常高潮を認めた場合は、河川政策課及び港湾政策課に通報しなければならない。

(3) 潮位観測所

付表－４参照

(4) 連絡系統

「３ 観測通報の連絡系統」参照

第2節 水門・排水機場等の操作

1 管理者

水門・排水機場等の管理者は、水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門・排水機場等の操作責任者に連絡しなければならない。

また、水門・陸こう等を迅速・確実に閉鎖するために、常時閉鎖や統廃合・電動化を進めるとともに水門等の操作を確実に実施できる管理体制の構築を図る。

2 操作責任者

水門・排水機場等の操作責任者は、気象等の状況通知を受けた後は、安全を確保した上で、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門・排水機場等及び付近に異常を認めたとき、操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。

3 点検整備

水門・排水機場等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

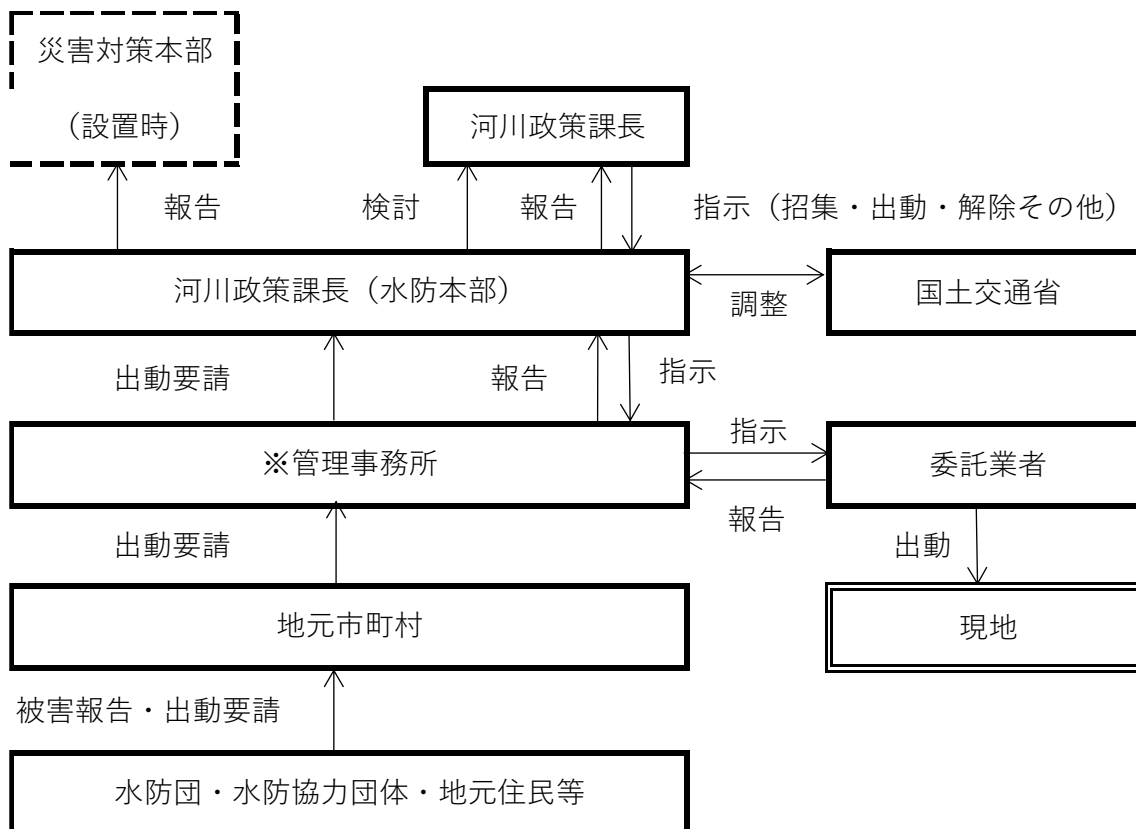
4 水門・排水機場等の箇所

付表－6（1）及び（2）参照

5 排水ポンプ車の保管場所及びその要請連絡系統

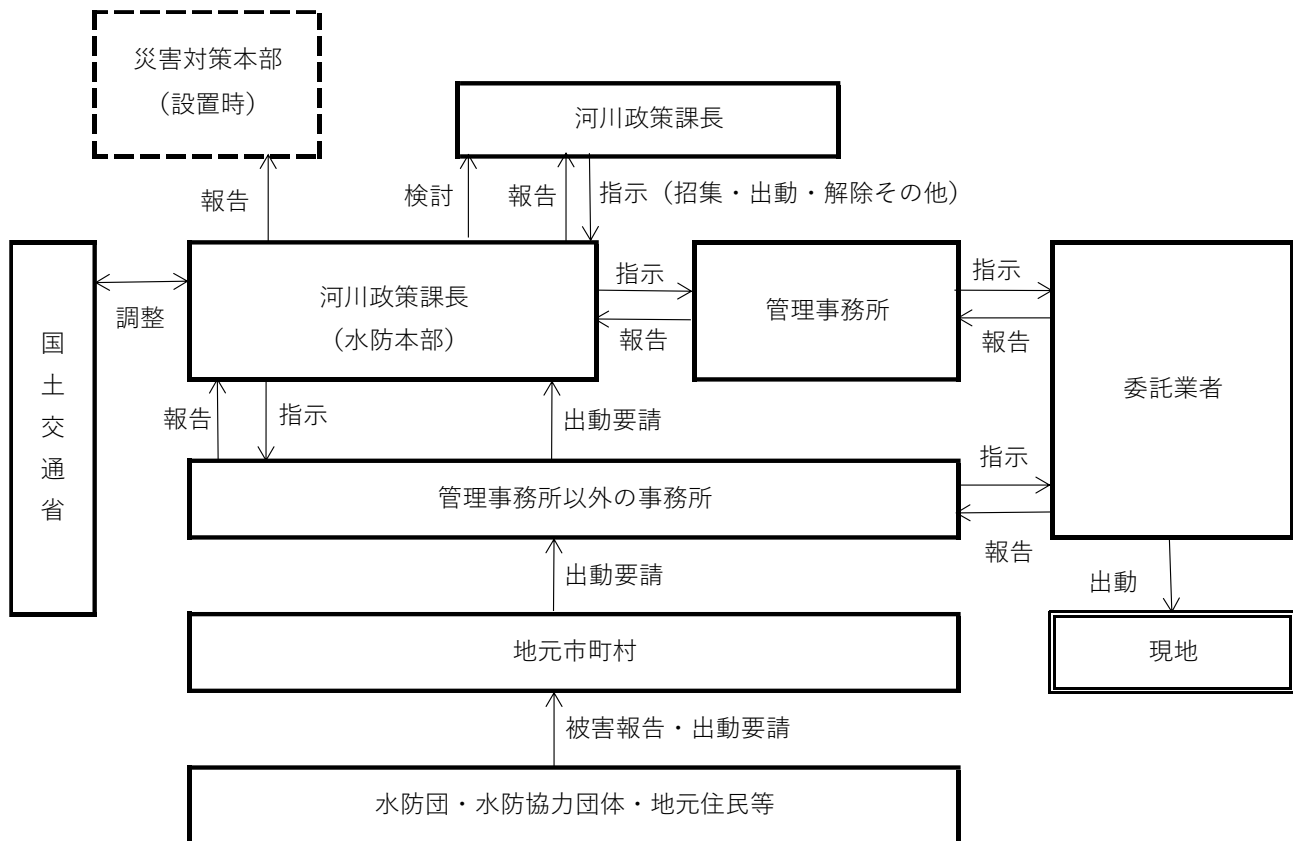
保管場所については付表－6（3）参照

（1）出動地が徳島・吉野川・阿南・美波県土整備事務所管内の場合



※管理事務所：徳島・吉野川・阿南・美波県土整備事務所

(2) 出動地が管理事務所管外の場合



第3節 監視及び警戒

1 常時監視

水防管理者又は水防団長は、関係河川・海岸堤防について常時巡視員を設け、随時分担区域内を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに各県土整備事務所等へ通報して必要な措置を求めるものとする。

各県土整備事務所長は、必要に応じ河川政策課に通報するものとする。

切迫する南海トラフ巨大地震を見据え、津波対策として放置艇、沈没船の早期発見に引き続き注力するとともに、法律に基づいた撤去作業を迅速に行っていくことで災害リスクの低減を図る。

2 非常警戒

(ア) 洪水

水防管理者又は水防団長は、非常配備体制が指令されたときから水防区域の監視及び警戒を厳にし、既存の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防の川側斜面と上端と居住地側斜面の3班に分かれて巡視し、又は通報水位に達したとき堤防延長500m～1,000mに監視員1人、連絡員2人の基準で監視にあたり特に次のことに注意し、異常を発見した場合は、自身の安全及び避難を優先して、直ちに水防作業を開始するとともに、その状況及び見とおしを県土整備事務所等に報告する。各県土整備事務所長は、河川政策課にその内容を報告する。

- ア 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- イ 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ウ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- エ 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- オ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(イ) 高潮

水防管理者又は水防団長は、県から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、各県土整備事務所等の管理者に連絡し、各県土整備事務所長は、河川政策課にその内容を報告する。

- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 海側又川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第4節 水防団の出動体制

水防管理者は、次に示す基準により、水防団にあらかじめ定められた計画に従って待機、準備、出動又は解除の指令を出し、水防団の水防活動を適切に行わなければならない。

その際、団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

なお、水防団が出動したとき、また水防を解除したときには、県土整備事務所等及び地元住民に知らせなければならない。

また、地震による堤防の漏水、沈下又は津波の場合も、これに準ずるものとする。

指令の区分及び基準

区分	指 令 の 基 準
待機	ア 水防警報河川にあっては、「待機」の発表を受けたとき。 イ ア以外で県水防計画に定められた河川にあっては、水位が水防団待機水位に達し、なお、上昇のおそれがあるとき。 ウ 水防管理において必要と認めたとき。 エ 津波警報が発表され、水防団員の安全を確保した上で、待機する必要があると認めるとき。
準備	ア 水防警報河川にあっては、「準備」の発表を受けたとき。 イ ア以外で県水防計画に定められた河川にあっては、水位が氾濫注意水位に到達するおそれがあるとき。 ウ 潮位通報、気象通報等により高潮の危険が予想されるとき。 エ 豪雨により、堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等のおそれがあるとき。 オ その他水防上必要と認められるとき。
出動	ア 水防警報河川にあっては、「出動」の発表を受けたとき。 イ ア以外で県水防計画に定められた河川にあっては、水位が氾濫注意水位に到達し、なお上昇のおそれがあるとき。 ウ 潮位通報、気象通報等により高潮、波浪等による災害が予想されるとき。 エ 豪雨により、堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等の危険が迫ってきたとき。 オ その他水防上必要と認められるとき。 カ 津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	ア 水防警報河川にあっては、「解除」の発表を受けたとき。 イ ア以外で県水防計画に定められた河川にあっては、水位が氾濫注意水位以下になり、かつ危険がなくなったとき。 ウ 潮位通報、気象通報等により高潮、波浪等による災害の危険がなくなったとき。 エ 堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等の危険がなくなったとき。 オ 津波等による被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したときに、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。

第5節 水防作業

1 水防工法

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、水防団員は、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明及び水防作業上の心得については、資料第7のとおりである。

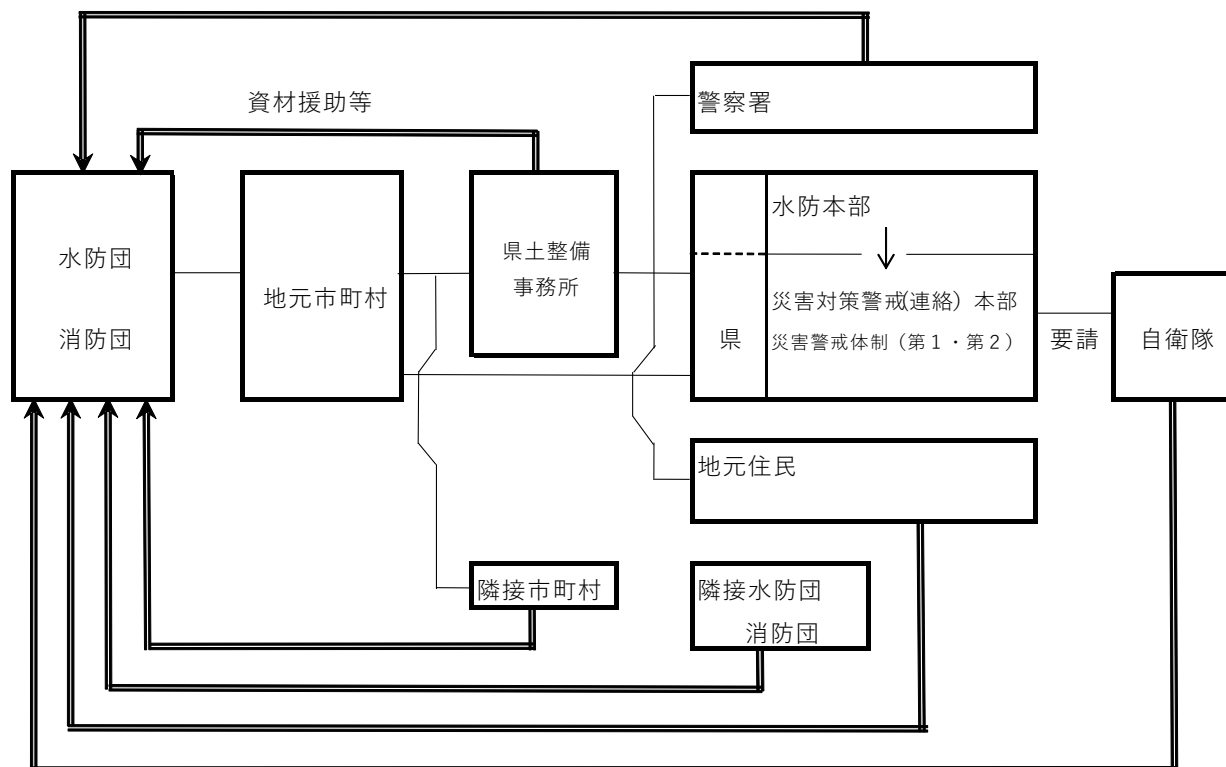
2 水防資器材の補充

各水防管理団体は自己の資器材を使用してなお不足したとき、又は不足が予測される場合は、近くの購入先に手配して所要量を確保するものとし、緊急時には、県土整備事務所等の備蓄資材の応援を求めることができる。

水防倉庫及び備蓄資器材については、第7章による。

資器材購入先については、付表－7（3）に示すとおりである。

3 水防作業等応援の連絡系統



(注) 〰〰〰 は応援強力の動きを示す。

4 警戒区域及び住民の協力

(1) 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

(2) 居住者等の水防義務

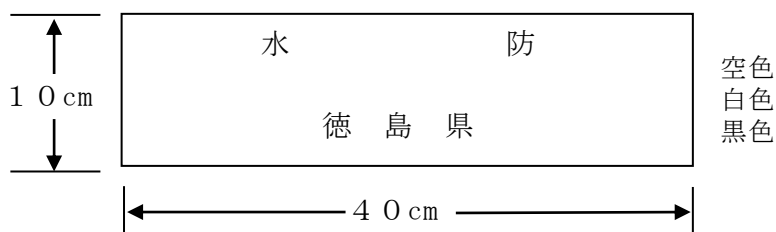
水防管理者、水防団長又は消防機関の長及び河川管理者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、管内の住民又は現場にある者を水防に従事させることができる。

5 水防用の標識等

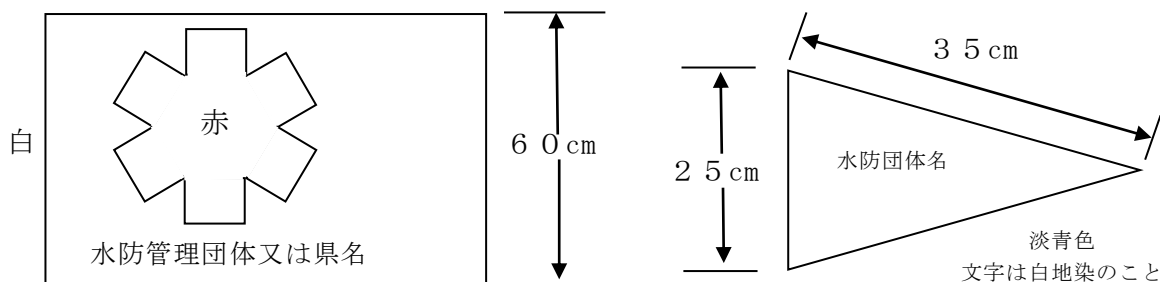
水防活動を正確迅速かつ規則正しい団体行動をとらせるために次の標識を定める。

(1) 水防用県庁職員腕章

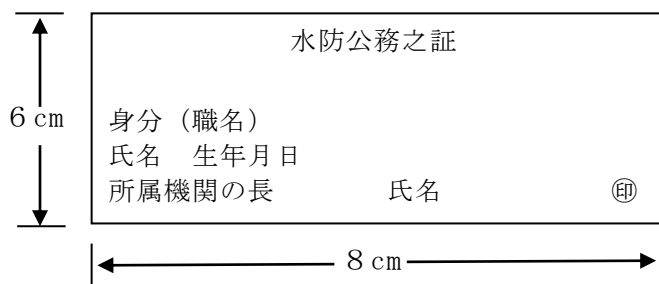
県庁職員が水防のため現場に赴くときは、次の腕章を左腕につけるものとする。



(2) 標識



(3) 身分証明



第6節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置並びに避難のための立ち退き

1 氾濫・決壊・漏水等の通報

(1) 氾濫等の通報

河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者が、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報するものとする。

通報を受けた知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、及び量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

なお、洪水予報河川では、予報区域内で近傍の基準観測所にて洪水予報を発表する基準水位に達していなくても、霞提、河岸段丘や谷地など地形的特徴から、相当に早い段階で浸水が生じる或いは氾濫が発生しても浸水範囲等が限定的な個所もあることから、これらの箇所については、氾濫発生情報の発表の対象外とし、自治体と連携し個別に連絡することにより避難を呼びかける例外的な対応をする場合がある。このような区域の対応については、河川管理者と水防管理者で、事前に確認しておくものとする。

(2) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにその旨を所轄県土整備事務所長、氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者等に通報するものとする。

この通報を受けた各県土整備事務所長は河川政策課、当該河川の水防警報を行う徳島河川国道事務所長、那賀川河川事務所長、所轄警察署長等関係機関に、また隣接水防管理者は、更に次の氾濫の及ぶおそれのある隣接関係水防管理者に、その旨通報するものとする。

河川政策課は、報道機関及び危機管理部防災対策推進課に通報するものとする。

なお、自衛隊の派遣を要請する必要がある場合については次章のとおりとする。

(3) 氾濫・決壊・漏水等の通報の内容

(1) (2) の氾濫・決壊・漏水等の通報は、資料第1の2「氾濫・決壊・漏水等の通報に係る当面の運用方針」を踏まえ、次に示す基準及び対象施設・区域に対して行うこととする。なお、水災による被災の危険があるにも関わらず巡視等の実施を行うなど、河川管理者に網羅的な把握を行うことまでも求めるものではないこととする。

(ア) 河川管理者が行う氾濫等の通報（国土交通大臣）

①氾濫等の通報を行う実施区域

河川名	実施区域	
吉野川	区域①	左岸 徳島県三好市池田町から河口まで 右岸 徳島県三好市池田町から河口まで
旧吉野川	区域②	吉野川分派点から河口まで
那賀川	区域③	左岸 徳島県阿南市十八女町から阿南市羽ノ浦町古毛（持井地区）まで 右岸 徳島県阿南市羽ノ浦町から河口まで
那賀川	区域④	左岸 徳島県阿南市羽ノ浦町から河口まで 右岸 徳島県阿南市上大野町から河口まで
桑野川	区域⑤	左岸 徳島県阿南市長生町諏訪の端 28 番地の 2 地先から派川那賀川合流点まで 右岸 徳島県阿南市長生町権現池 5 番の 1 地先から派川那賀川合流点まで
派川那賀川	区域⑥	幹川分派点から河口まで

②通報の基準及び対象水防管理団体

河川名	区域	観測所施設名	地先名	通報基準	関係水防管理団体	担当官署
吉野川	区域①	池田（無提）	三好市井川町 西井川	・池田（無提）、氾濫発生水位（8.33m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	三好市 東みよし町 つるぎ町 美馬市	徳島河川国道事務所 徳島地方気象台
		池田（有提）		・池田（有提）、氾濫発生水位（家屋の浸水する水位）（11.74m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認		
		岩津	阿波市阿波町 岩津	・氾濫発生水位（家屋の浸水する水位）（10.56m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	吉野川市 阿波市 藍住町 北島町 鳴門市	徳島河川国道事務所 徳島地方気象台
旧吉野川	区域②	大寺橋	板野郡板野町 川端	・氾濫発生水位（家屋の浸水する水位）（3.84m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	上板町 藍住町 北島町 松茂町 板野町 鳴門市 徳島市	徳島河川国道事務所
那賀川	区域③	古庄（上流）	徳島県阿南市 上中町南島	・古庄（上流）、氾濫発生水位（家屋の浸水する水位）（7.40m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	阿南市 小松島市	那賀川河川事務所 徳島地方気象台

	区域④	古庄（下流）		・古庄（下流）、氾濫発生水位（9.88m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認		
桑野川	区域⑤	大原（有堤）	徳島県阿南市 長生町川ハタ	・大原（有堤）、氾濫発生水位（7.77m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	阿南市	那賀川河川事務所
		大原（無堤）		・大原（無堤）、氾濫発生水位（家屋の浸水する水位）（5.16m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認		
派川那賀川	区域⑥	大原	徳島県阿南市 長生町川ハタ	・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	阿南市	那賀川河川事務所

（イ）河川管理者が行う氾濫等の通報（徳島県知事）

①氾濫等の通報を行う実施区域

河 川 名	実 施 区 域	
宮川内谷川	区域①	板野郡上板町引野字釈迦池（宮川内谷橋）から旧吉野川合流点まで
飯 尾 川	区域②	吉野川市鴨島町敷地（鳥正橋）から鮎喰川合流点まで
新 池 川	区域③	鳴門市撫養町木津（中山谷川合流点）から撫養川合流点まで
川 田 川	区域④	吉野川市山川町久宗（高越大橋）から吉野川合流点まで
江 川	区域⑤	吉野川市鴨島町喜来甲（清美橋）から吉野川合流点まで
ほ た る 川	区域⑥	吉野川市山川町前川（新湯立橋）から吉野川合流点まで
鮎 喰 川	区域⑦	徳島市一宮町西丁地先から吉野川合流点まで
園 瀬 川	区域⑧	徳島市上八万町西地（西地橋）から新町川合流点まで
勝 浦 川	区域⑨	勝浦郡勝浦町三湊（横瀬橋）から河口まで
桑 野 川	区域⑩	阿南市新野町安行（安行橋）から国管理区間境界まで
福 井 川	区域⑪	阿南市福井町実用（羽広橋）から河口まで
那 賀 川 （県管理区間）	区域⑫	那賀郡那賀町百合字石橋（細渕橋）から市町境まで
日 和 佐 川	区域⑬	海部郡美波町西河内字庄瀬（庄瀬堰）から河口まで
海 部 川	区域⑭	海部郡海陽町吉野字十王堂（吉野橋）から河口まで
貞 光 川	区域⑮	美馬郡つるぎ町貞光字別所（木綿麻橋）から吉野川合流点まで
宍 喰 川	区域⑯	海部郡海陽町尾崎（坂瀬川合流点）から河口まで

②通報の基準及び対象水防管理団体

河 川 名	区域	基 準 水 位 観測所	地先名	通 報 基 準	関係水防 管理団体	担当官署
宮川内谷川	区域①	七 条	板野郡上板町七條	・ 氾濫発生水位 4.5m に到達したとき ・ 巡視や河川監視カメラにより決壊を確認したとき	阿波市 上板町 板野町 藍住町	県土整備 事 務 所 (吉野川) (徳 島)
飯 尾 川	区域②	春 日	徳島市春日町字宝 野	・ 氾濫発生水位 3.7m に到達したとき ・ ”	徳島市	県土整備 事 務 所 (徳 島) (吉野川)
	区域②	加茂野	名西郡石井町高川 原字加茂野	・ 氾濫発生水位 2.5m に到達したとき ・ ”	徳島市 石井町	
	区域②	上 浦	名西郡石井町高原 字関	・ 氾濫発生水位 2.9m に到達したとき ・ ”	徳島市 吉野川市 石井町	
新 池 川	区域③	吉 永	鳴門市大津町吉永	・ 氾濫発生水位 1.9m に到達したとき ・ ”	鳴門市	県土整備 事 務 所 (徳島・ 鳴門)
川 田 川	区域④	川 田	吉野川市山川町字 村雲	・ 氾濫発生水位 4.3m に到達したとき ・ ”	吉野川市	県土整備 事 務 所 (吉野川)
江 川	区域⑤	牛 島	吉野川市鴨島町大 字牛島	・ 氾濫発生水位 3.0m に到達したとき ・ ”	吉野川市 石井町	
ほたる川	区域⑥	ほたる	吉野川市山川町堤 外	・ 氾濫発生水位 2.5m に到達したとき ・ ”	吉野川市	
鮎 喰 川	区域⑦	上鮎喰	徳島市鮎喰町2丁 目	・ 氾濫発生水位 8.1m に到達したとき ・ ”	徳島市	県土整備 事 務 所 (徳島)
園 瀬 川	区域⑧	法 花	徳島市八万町式丈	・ 氾濫発生水位 5.5m に到達したとき ・ ”	徳島市	
	区域⑧	山 上	徳島市上八万町上 中筋	・ 氾濫発生水位 4.7m に到達したとき ・ ”	徳島市	
勝 浦 川	区域⑨	横 瀬	勝浦郡勝浦町棚野 字北川原	・ 氾濫発生水位 4.5m に到達したとき ・ ”	徳島市 小松島市 勝浦町	徳島県 徳島地方気象台
勝 浦 川	区域⑨	江 田	小松島市江田町中 須賀	・ 氾濫発生水位 7.0m に到達したとき ・ ”	徳島市 小松島市 勝浦町	徳島県 徳島地方気象台
桑 野 川	区域⑩	内田橋	阿南市山口町前山 田	・ 氾濫発生水位 5.3m に到達したとき ・ ”	阿南市	県土整備 事 務 所 (阿南)
	区域⑩	新 野	阿南市新野町秋山	・ 氾濫発生水位 3.5m に到達したとき ・ ”	阿南市	
福 井 川	区域⑪	大 西	阿南市福井町大西	・ 氾濫発生水位 4.0m に到達したとき ・ ”	阿南市	
那 賀 川 (県管理区間)	区域⑫	和 食 (下流)	那賀郡那賀町和食 字町	・ 氾濫発生水位 T.P. 51.2m に到達したとき ・ ”	那賀町	県土整備 事 務 所 (那賀)
日和佐川	区域⑬	月 輪	海部郡美波町西河 内	・ 氾濫発生水位 5.4m に到達したとき ・ ”	美波町	県土整備 事 務 所 (美波)
海部川	区域 ⑭	多良	海部郡海陽町多 良	・ 氾濫発生水位 6.4m に到達したとき ・ ”	海陽町	

貞光川	区域 ⑮	貞光	美馬郡つるぎ町 字前田	・ 氾濫発生水位 4.5m に到達したとき ・ ”	つるぎ町	県土整備 事 務 所 (美馬)
宍喰川	区域 ⑯	日比原	海部郡海陽町日 比原	・ 氾濫発生水位 3.7m に到達したとき ・ ”	海陽町	県土整備 事 務 所 (美波)

③氾濫等の通報の発表形式

発表形式は、付表 8—6 のとおり

(ウ) 海岸管理者が行う氾濫等の通報

①氾濫等の通報を行う海岸名、区域、通報担当官署等

海 岸 名	実 施 区 域
讃岐阿波 海岸	沿岸方向：鳴門市 香川県境（徳島県鳴門市北灘町碁浦地先） から 鳴門市 孫崎（徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池地先） まで
紀伊水道西沿岸	沿岸方向：鳴門市 孫崎 から （徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池地先） 松茂町・徳島市境界 まで
	沿岸方向：松茂町・徳島市境界 から 小松島市・阿南市境界 まで
	沿岸方向：小松島・阿南市境界 から 阿南市 蒲生田岬 まで （徳島県阿南市椿町蒲生田地先）
海部灘沿岸	沿岸方向：阿南市 蒲生田岬 から （徳島県阿南市椿町蒲生田地先） 阿南市・美波町境界 まで
	沿岸方向：阿南市・美波町境界 から 海陽町 高知県境 まで （徳島県海部郡海陽町宍喰浦字金目地先）

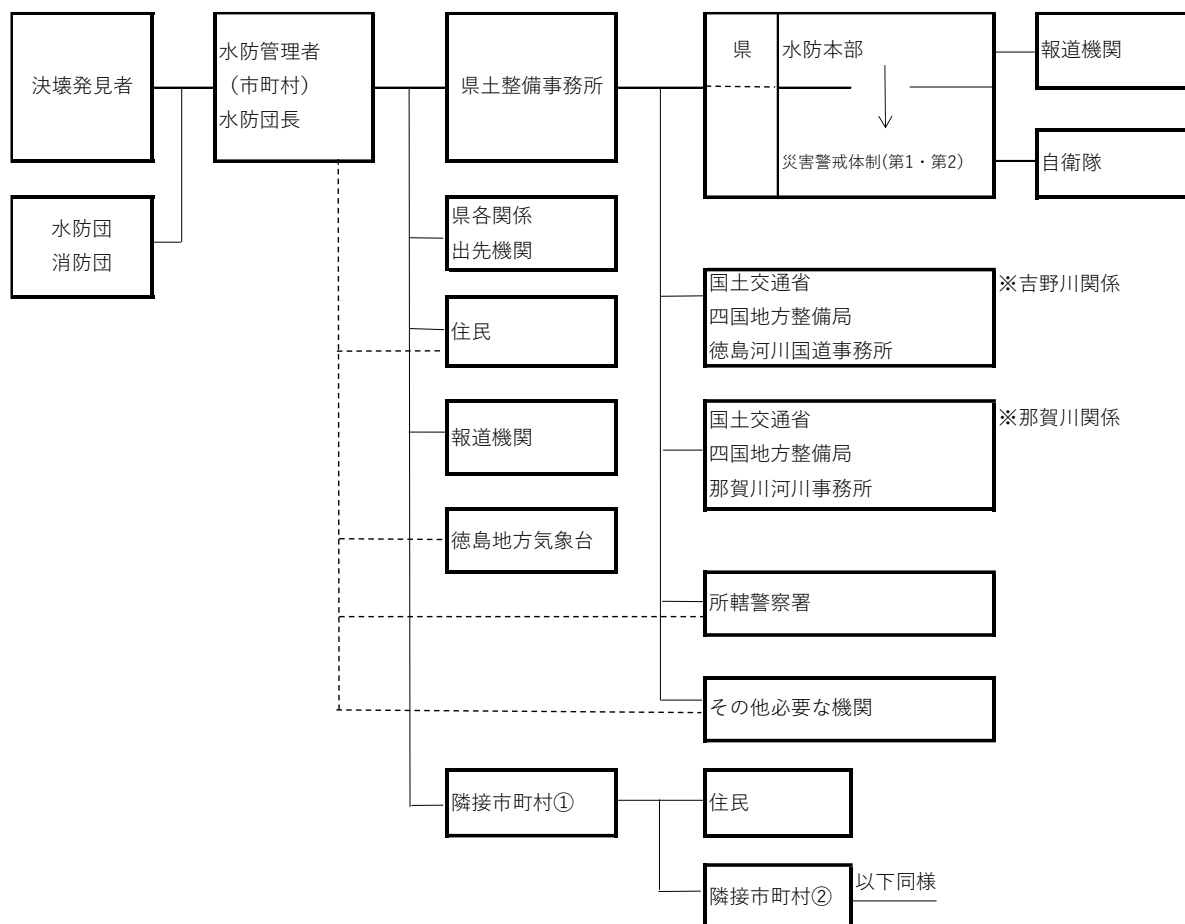
②通報の基準及び対象水防管理団体等

海 岸 名	基 準 水 位 観測所	地先名	通 報 基 準	関係水防 管理団体	担当官署
讃岐阿波 沿岸	折野港	徳島県鳴門市北灘町折野	高潮特別警戒水位（T.P. 1.7m）に到達したとき	鳴門市	県土整備 事 務 所 (徳島・鳴門)
紀伊水道西 沿岸	小松島 (徳島 小松島港)	徳島県小松島市 小松島町外開地先	高潮特別警戒水位（T.P. 1.7m）に到達したとき	徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 松茂町 北島町 藍住町	県土整備 事 務 所 (徳島)
海部灘沿岸	阿波由岐 (由岐 漁港)	徳島県海部郡美波町西由 岐字西地先	高潮特別警戒水位（T.P. 1.7m）に到達したとき	阿南市 牟岐町 美波町 海陽町	県土整備 事 務 所 (美波)

③氾濫等の通報の発表形式

発表形式は、付表 8—7 のとおり

2 氾濫等の通報系統



(注) ----- は、地域防災計画に定める異常な現象発見時の通報系統である。

3 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

4 避難のための立ち退き又は緊急に安全を確保すべき対応

- (1) 洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。この場合、職員は速やかに水防管理者に連絡をとり、事後の措置は水防管理者が立ち退きを指示する場合に準ずるものとする。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退き又は緊急に安全を確保すべき対応を指示した場合は、その状況を河川政策課に速やかに報告するものとする。
- (3) 応急避難場所

重要水防区域における応急避難場所は、付表－５による。

第6章 協力及び応援

第1節 隣接県との協力及び相互協定

国土交通大臣が行う吉野川の水防警報については、高知県及び愛媛県と相互に連絡を行うものとする。

なお、協定事項は次のとおりとする。

＜協定事項＞

高知県及び愛媛県との境界における関係水防管理団体は水防については互いに協力応援するものとする。

- (1) 他の水防管理者から応援を求められたときは自己の責任区域内の水防に支障のない範囲内で水防作業員あるいは必要な資材及び器具類をもって応援するものとする。
- (2) 前項の各水防管理者は相互の状態を通報する箇所及び使用する通信施設をあらかじめ定め情報連絡をとる。

第2節 応援及び相互協定

1 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。また、水防管理者、各県土整備事務所長はあらかじめ次の事項について協定しておくものとする。

- (1) 水防用電話、無線が不通になったときの警察電話、無線使用について
- (2) 法第22条に規定する警察官、警察署員の援助要求について
- (3) 法第29条に規定する退避について
- (4) 一般被害、土木被害の情報交換について
- (5) 災害等における資機材協力要請について
- (6) その他水防について必要な事項

2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑・迅速に行われるよう、あらかじめ隣接する水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

3 自衛隊の派遣要請

知事は、大規模の応援が必要とする緊急事態の生じたときは、「県地域防災計画」の定めるところにより自衛隊の派遣を要請するものとする。

応援のため派遣された自衛隊の誘導並びに現地における作業の打ち合わせについては現地責任者（水防本部員、関係水防管理者、各県土整備事務所員）がこれにあたるものとする。

4 河川管理者の協力及び応援

河川管理者（国土交通省四国地方整備局長、徳島県知事、準用河川を所管する市町村長）は、それぞれが管理する河川において、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

（河川管理者四国地方整備局長の協力事項）

- （１）河川に関する情報の提供
- （２）重要水防箇所の合同点検の実施
- （３）水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- （４）水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供
- （５）洪水、津波又は高潮により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と四国地方整備局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾン派遣）
- （６）水防活動状況の写真等の記録及び広報

（河川管理者徳島県知事の協力事項）

- （１）河川に関する情報の提供
- （２）重要水防箇所の合同点検の実施
- （３）水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- （４）水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供
- （５）洪水、津波又は高潮により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と徳島県間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣

（海岸管理者徳島県知事の協力事項）

- （１）海岸に関する情報の提供
- （２）氾濫が想定される地点の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報

を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

- (3) 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- (4) 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供
- (5) 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

(河川管理者市町村長の協力事項)

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- (4) 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供

第3節 水防連絡会議

この会議は水防体制の強化拡充を図り水防実施が円滑に行われることを目的とし、各県土整備事務所に各管内の関係諸団体で組織する。

事務所は各県土整備事務所内におき、必要に応じ召集する。

＜連絡会における協議事項＞

- (1) 気象状況の予報連絡事項
- (2) 水位、雨量の通報事項
- (3) 水防器具資材の調達事項
- (4) 相互協力応援事項
- (5) 水防訓練事項
- (6) 水防啓蒙宣伝事項
- (7) その他水防に必要な事項

第4節 特定緊急水防活動

洪水、津波又は高潮による著しい激甚な災害が発生し、国土交通大臣が、当該災害の発生に伴い浸水した水の排除及び高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を行う場合、県は、迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保する。

第7章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び資器材

1 県

県は、水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急の場合に際し、応急支援するため資器材を備蓄するものとする。水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、各県土整備事務所の承認を受けて使用することができる。

2 水防管理団体

水防管理団体は、その重要水防区域内堤防延長 1、000m ないし、2、000m 毎に 1 棟の割合で水防倉庫を設置し、必要な資器材を備え付けるよう努めるものとする。

設置倉庫は、国土交通省建設基準、間口 9.1m、奥行 3.64m、面積 33 m²とし、設置箇所は水防活動に便利な場所を選び、適当な場所のないときは堤防法肩その他支障のない箇所に設置するものとする。

3 水防倉庫及び備蓄資器材の状況

(1) 県の水防倉庫及び備蓄資器材の状況は、付表－7 (1) に示すとおりである。

(2) 市町村の水防倉庫及び備蓄資器材の状況は、付表－7 (2) に示すとおりである。

4 資器材購入先及び能力

県内における資器材購入先及び能力については、付表－7 (3) に示すとおりである。

第2節 非常輸送

1 県水防本部（道路班）は、警察の協力を得て各県土整備事務所及び市町村等からの情報に基づき水防本部と各県土整備事務所間の通行路線を定め、水防時における輸送路の確保に努める。

2 各県土整備事務所は、市町村からの情報に基づき、各県土整備事務所と各市町村間の通行路線を定め、水防時における輸送路の確保に努める。

通行路線を定めたとき、変更したときは、その状況を水防本部（道路班）に報告するものとする。

3 避難のため人員輸送及び水防資器材輸送等については、その能力を明確にしておくとともに所轄警察署に依頼し、資機材（舟艇等を含む）の応援を求めるための連絡方法及び能力を確保しておくものとする。

4 第5章第5節5に定める標識を掲げ、水防に出動する車等は、一般通行に優先して通行することができ、緊急の必要がある場合に赴くときには、一般道路でない通路、空地及び水面を通行することができる。

第8章 通信連絡体制

1 徳島県総合情報通信ネットワークシステム

総合情報通信ネットワークシステムは、県庁内に設置された統制局を中心として、県土整備事務所等主要県出先機関、市町村並びに防災関係機関等を総合的に結んだ無線回線である。災害時においては、一斉通信指令、緊急回線統制等の機能によって、災害情報の収集・伝達体制の確保、迅速な応急処理ができる。

2 非常通話及び電報

(1) 電話の非常通話

知事、水防管理者、水防団長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のため一般加入電話を優先的に利用することができる。洪水、津波又は高潮に際して水防上緊急を要する市外通話はあらかじめ電話する相互局を記入の上、各団体は所轄のN T T支店とあらかじめ利用上の細部について文書にて協定しておくものとする。

(2) 電報の特別取扱

洪水予報その他水防上緊急を要する事項を内容とするものについては、申し込みの際、非常電報緊急電報として申し込めば至急取り扱われる。

(3) その他通信施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話無線等の通信施設を使用することができる。

ア 地方整備局無線施設	カ 四国電力株式会社通信施設
イ 警察通信施設	キ 徳島海上保安部通信施設
ウ 気象台通信施設	ク 海上自衛隊通信施設
エ 四国旅客鉄道株式会社通信施設	ケ N H K ・四国放送通信施設
オ 電気通信施設	

(4) 報道機関の活用

水防本部各種災害対策事項については、放送局及び新聞社の全面的協力により、これを報道するものとする。

(5) その他非常連絡

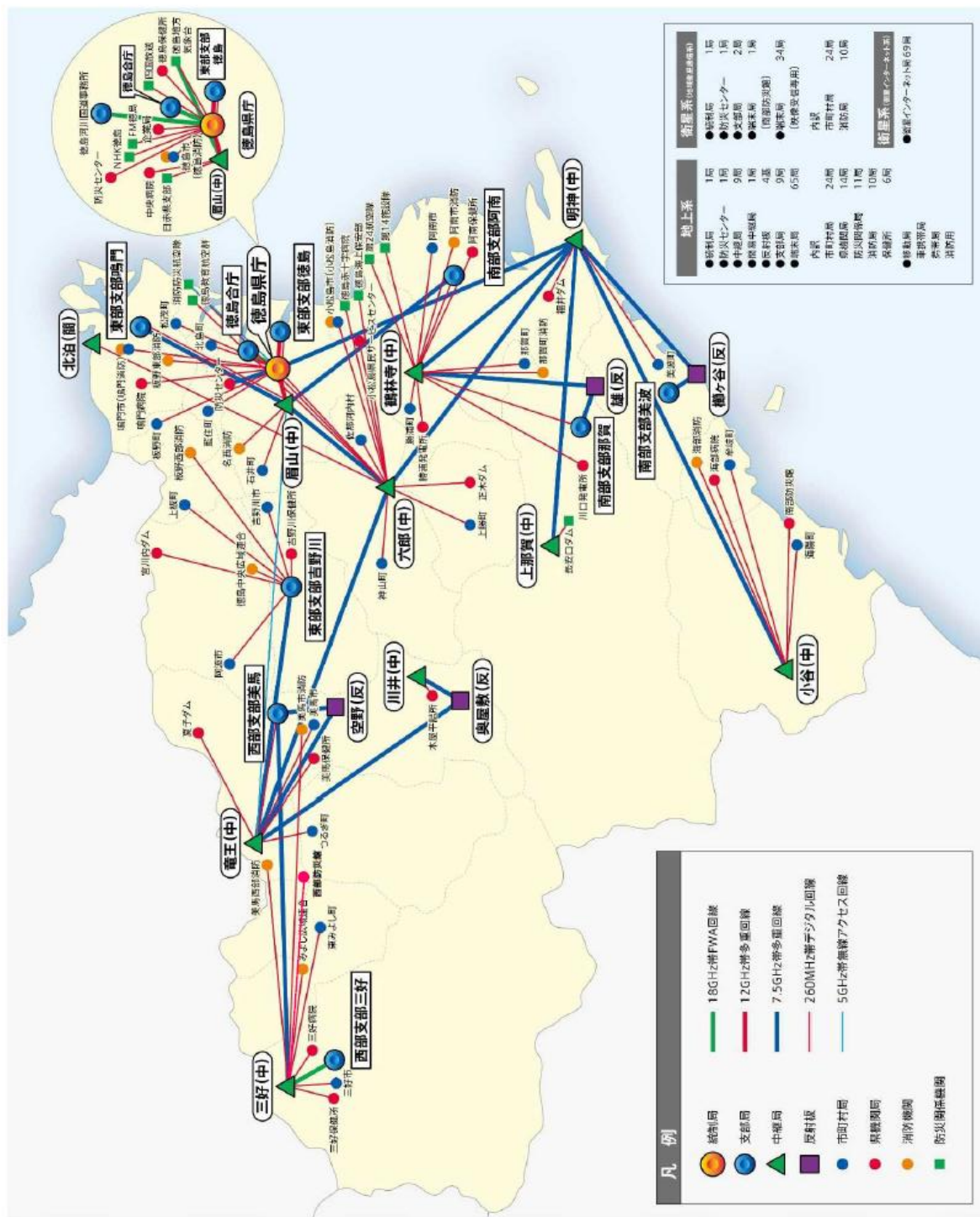
各水防管理団体は、各地域等との連絡のため、一般加入電話所有者又は有線放送等の管理者とその施設を水防時に使用することを協定し、非常連絡のできる措置をしておくものとする。

3 水防に関する予警報の通信連絡

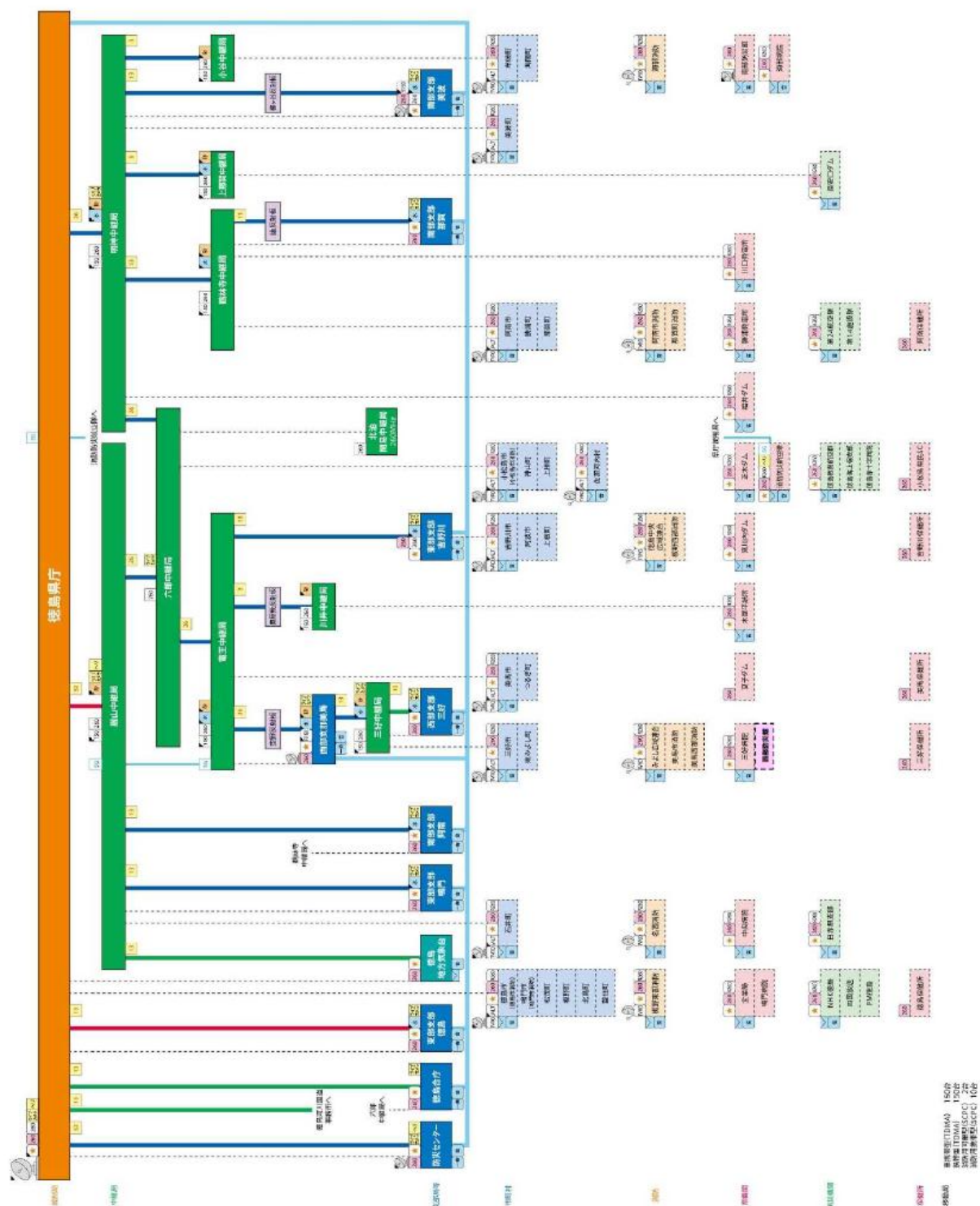
水防に関する予警報その他必要な情報の円滑な通信連絡を実施するため、関係機関は上記の通信施設等の適切な利用を図るものとする。

なお、気象通報（気象庁）及び洪水予報、水防警報並びに氾濫警戒・発生情報（いずれも国土交通省及び県）の連絡系統は第4章に、観測通報、決壊通報及び水防作業等応援の連絡系統は第5章に、ダム放流警報通信の連絡系統は、付表－9に示す。

徳島県総合情報ネットワークシステム全体回線構成図



徳島県総合情報ネットワークシステム全体回線系統図



第9章 費用負担と公用負担

1 費用負担

(1) 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

(2) 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長及び河川管理者は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ウ 車輛その他の運搬用機器の使用
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記アからエ（イにおける収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

公 用 負 担 権 限 証 明 書	
〇〇水防団〇〇部長 〇〇〇〇	
上記の者に 委任したことを証明します。 年 月 日	区域における水防法第28条第1項の権限行使を 〇〇市（町、村）長 〇〇〇〇（印）

(3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

公 用 負 担 証	
目 的 物 種 類 負担内容	使用、収用、処分等
年 月 日	
	〇〇市（町、村）長 〇〇〇〇（印） 事務取扱者 職氏名（印）
〇 〇 殿	

3 損失補償

水防管理団体は、公用負担権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

1 水防速報

各県土整備事務所長は、水防速報を次の様式に準じ無線にて水防本部長（県土整備部長）に報告するとともに、水防解除後速やかに様式1、2を2部作成して総合報告すること。

[illegible][illegible]

2 てん末書

- (1) 水防を解除したときは、関係水防管理者は活動実績を遅滞なく次の様式により3部を作成し各県土整備事務所長に提出すること。
(2) 各県土整備事務所長は、遅滞なく管内水防管理団体の報告をとりまとめ2部を県土整備部長に提出すること。
(3) 水防本部長（県土整備部長）は、水防管理者からの報告について国（四国地方整備局）に報告する。

様式3 水防活動実績表

管理団体 及び府県名	指 定 非指定別	水防活動延人数			水防活動費			使用（消費）資材費			合計 (A+B)	水防活動を行 った主な 河川・海岸 湖 沼 名	水防活動を行 った時間	備 考
		水防団及 び消防団	その他	計	出 動 手 当	その他	小計 (A)	主 要 資 材	その他 資器材	小計 (B)				
	人	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円			

(注) ア 水防活動費その他については、内容を備考に記入すること。
イ 使用（消費）資材費については、様式4による区分により転記すること。
ウ 水防活動を行った期間は○月○日から○月○日までと記入すること。

様式4 水防活動による使用（消費）資材費内訳

管理団体 及び府県名	主要資材内訳					その他資器材					合 計	備 考		
	空俵		なわ		○ ○	小 計 (A)	発煙筒		カーバイト				○ ○	小 計 (B)
	数	金 額	数	金 額			数	金 額	数	金 額				
					以下注 1 に該当す る資材が あれば記 入するこ と。						以下注 2 に該当す る資器材 があれば 左に準じ て記入す ること。			

(注) 1 主要資材内訳の欄には、次に掲げる資材のうち該当するものを記入すること。

俵、かます、布袋類、畳、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、くぎ、かすがい、蛇籠及び置石。

2 その他資器材の欄には、上記1以外のものを記入すること。

3 主要資材並びにその他資器材のうち、再用又は転用できるもの又は災害復旧事業費の対象となるものは、それぞれに応じ価格を減じて記入すること。

4 都道府県分については水防管理団体に応援したものを含み記入すること。

3 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名・海岸名及びその個所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第 1 1 章 水防訓練

1 県の水防総合訓練

県の水防工法、避難立ち退き、通信連絡及び応急救護等の総合訓練を県防災計画により実施する場合は、これに協力し実施するとともに、水防訓練として特に水防工法、通信連絡を中心とし実施するものとする。

2 指定水防管理団体の水防訓練

(1) 水防訓練実施要領

指定水防管理団体の水防訓練は、次の項目について十分訓練を行うよう水防計画に定めるものとし、状況に応じ一般市民の参加を求め、水防意識の向上に努めるものとする。

水防訓練の実施にあたっては、県の指導を努めて受けること。

- ア 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- イ 通報（水防団の動員、居住者の応援）
- ウ 輸送（資材、器材、人員）
- エ 工法（各水防工法）
- オ 樋門、角落しの操作
- カ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

(2) 水防訓練の実施時期

- ア 指定水防管理団体の水防訓練の実施は、最も効果のある時期を選び毎年 1 回以上単独又は関係団体と連合あるいは合同で実施するものとする。
- イ 非指定の水防管理団体においても前項に準じて実施するよう努めるものとする。

3 災害通信連絡訓練

水防無線による非常無線通信訓練については、徳島地区非常無線通信協議会に所属し、毎年定期的に行うものとする。

4 情報伝達訓練

出水時等の迅速かつ適確な伝達及び連絡については、国土交通省四国地方整備局との連携の下、毎年 1 回出水期前に洪水対応演習を開催し、洪水時における水位、雨量の観測等の関係機関との連携を図るものとする。

第 1 2 章 水防管理団体の水防計画

1 水防管理団体の水防計画

(1) 水防計画の作成及び毎年検討

指定水防管理団体は、徳島県水防計画及び(2)に示す基準により水防計画を定めなければならない。また、毎年度における変更事項を的確に反映するため、その内容について毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更しなければならない。

なお、新たに水防計画を作成し、及び変更しようとするときは、あらかじめ、当該指定管理団体の水防協議会又は市町村防災会議に諮らなければならない。

非指定の水防管理団体は、指定水防管理団体に準じて水防計画を定め、これを県土整備事務所等に提出しておくものとする。

(2) 水防計画の作成基準

水防管理団体が水防の目的を完全に達成するために必要となる組織、人員、資器材、設備等を整備し、これらの人的物的施設の総合的かつ合理的な運営及び活用を図るとともに、特に実際活動に適合するよう、現地に即してより具体的かつ詳細にあらゆる事態を想定した計画を策定するものとする。

なお、主な内容は次のとおりとする。

ア 水防本部の設置及び組織

イ 水防団担任区域及び動員計画

ウ 予警報、水防に関する指示命令の受領伝達の方法及び責任者

エ 警察、消防その他の関係機関との連絡及び応援の計画並びに責任分担

オ 水防協力団体の活動内容並びに水防団及び消防機関との連携方法

カ 居住者を水防に従事させる場合の計画

キ 水防資材、設備等の整備、備蓄、点検並びにその運用計画

ク 避難計画

ケ 水防訓練計画

コ 河川の巡視

(3) 要旨の公表

洪水時における住民の理解と協力を得て迅速かつ円滑な水防活動や避難を確保するほか、水防活動に対する一般住民の啓発及び意識の向上を図るため、水防計画を策定及び変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

2 留意すべき事項

(1) 危険箇所の把握及び被害想定

水防は、その対象がある程度特定されており、被災箇所もある程度予想されることから、洪水に備えて平時から対応しうるように企図することが可能である。このため、危険箇所の把握及び被害想定が極めて重要な要素であるので、その的確な把握に努めなければならない。

特に、国及び県が定める重要水防区域等については十分留意し、第3章第1節2に記載のとおり、各箇所における対策等について詳細に検討すること。

(2) 関係機関との応（受）援体制の確立

複雑な行政組織の中にあってもその地域に起り得る災害の事態に対処できるよう、常に関係機関との間における物的人的応（受）援体制を周到に検討し、確立しておくこと。

(3) 避難計画

次の事項について留意検討することがあること。

- ア 立退指示の時期（時期の基準）
- イ 指示の方法及び避難の範囲
- ウ 伝達担当者及び避難誘導の責任者、場所、経路
- エ 水防管理者、警察、県知事の立退指示に関する調整
- オ 水防管理者と立退避難の指示権の委任
- カ 現場指揮体制の確立